

環水大土発第100305002号
平成 2 2 年 3 月 5 日
改正

環水大土発第110706001号
平成 2 3 年 7 月 8 日
環水大土発第1412041号
平成 2 6 年 1 2 月 5 日
環水大土発第1703313号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

都道府県知事 殿
政 令 市 長

環境省水・大気環境局長

土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 2 1 年法律第 2 3 号。以下「改正法」という。）は、平成 2 1 年 4 月 2 4 日に公布され、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行することとされている（土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 2 1 年政令第 2 4 5 号））。また、改正法による改正後の土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）を施行するため、土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成 2 1 年政令第 2 4 6 号。以下「改正令」という。）が平成 2 1 年 1 0 月 1 5 日に、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 2 年環境省令第 1 号。以下「改正規則」という。）、汚染土壌処理業の許可の申請の手續等に関する省令の一部を改正する省令（平成 2 2 年環境省令第 2 号。以下「改正処理業省令」という。）及び土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（平成 2 2 年環境省令第 3 号。以下「改正指定調査機関等省令」という。）が平成 2 2 年 2 月 2 6 日に公布されたところである。

貴職におかれては、法の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力をお願いするとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方お願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

また、「土壤汚染対策法の施行について」（平成 1 5 年 2 月 4 日付け環水土第 2 0 号環境省環境管理局水環境部長通知）は、平成 2 2 年 3 月 3 1 日限り廃止する。

記

第1 法改正の経緯及び目的

改正法による改正前の土壤汚染対策法（以下「旧法」という。）は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする法律である。

環境省は、旧法の施行を通して浮かび上がってきた課題や、旧法制定時に指摘された課題を整理検討するため、平成19年6月から「土壤環境施策に関するあり方懇談会」を開催し、その報告が、平成20年3月に取りまとめられた。この報告を受け、同年5月に中央環境審議会に対して今後の土壤汚染対策の在り方について諮問し、同年12月に答申されたところである。

この答申において、土壤汚染対策に関する現状と課題として、

- ・ 法に基づかない自主的な調査により土壤汚染が判明することが多く、このような自主的な調査により明らかとなった土壤汚染地については、情報が開示され、適切かつ確実に管理・対策を進めることが必要であること
- ・ 法では「盛土」や「封じ込め」等の摂取経路を遮断する対策を基本としているが、実際には「掘削除去」という過剰な対策が取られることが多く、掘削除去が環境リスクの管理・低減の点から不適切な場合もあることも踏まえ、汚染の程度や健康被害のおそれの有無に応じて合理的で適切な対策が実施されるよう、指定区域については、環境リスクに応じた合理的な分類をすべきであること
- ・ 最近、汚染された土壤の処理に関して、残土処分場や埋立地等における不適正事例が顕在化しており、掘削除去が増加していることを踏まえ、これらの不適正な処理を防止するため、適正な処理の基準や是正措置を規定すべきであること

が指摘されている。

これらの課題を解決するため、改正法により、健康被害の防止という旧法の目的を継承しつつ、土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染された土壤の適正処理の確保に関する規定の新設等所要の措置を講じたところである。

なお、旧法においては、「土壤汚染」は、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する、人の活動に伴って生ずる土壤の汚染に限定されるものであり、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤をその対象としていなかったところである。しかしながら、法第4章において、汚染土壤（法第16条第1項の汚染土壤をいう。以下同じ。）の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が創設されたこと並びにかかる規制を及ぼす上で、健康被害の防止の観点からは自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤をそれ以外の汚染された土壤と区別する理由がないことから、同章の規制を適用するため、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤を法の対象とすることとする。

第2 特定有害物質

旧法においては、①有害物質を含む土壌を直接摂取すること、②土壌中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂取等することの2つの経路に着目し、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質26種類を、特定有害物質として政令で指定していたところであり（旧法第2条第1項及び改正令による改正前の土壌汚染対策法施行令第1条）、改正法施行後においても、同様の物質を法の対象とする。

第3 土壌汚染状況調査

土壌汚染による環境リスクの管理の前提として、土壌汚染に係る土地を的確に把握する必要がある。このため、汚染の可能性のある土地について、一定の機会をとらえて、土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査を行うこととしている。

具体的には、特定有害物質を製造、使用又は処理（以下「使用等」という。）する施設の使用が廃止された場合及び土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合に加え、土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合に調査を行うこととした。

1. 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査

(1) 趣旨

特定有害物質を取り扱ったことのある工場・事業場については、土壌汚染の可能性が高いと考えられることから、旧法同様、工場・事業場としての管理がなされなくなる時点で土壌汚染状況調査を行うこととする。

具体的には、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質を使用等するもの（以下「有害物質使用特定施設」という。）の使用の廃止の時点において、土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、調査を実施する義務を課すこととする（法第3条第1項本文）。

なお、旧法においては、使用が廃止された有害物質使用特定施設において製造し、使用し、又は処理されていた特定有害物質の種類を土壌汚染状況調査の対象としていたところであるが、改正法施行後は、有害物質使用特定施設の敷地である土地においては土壌汚染のおそれが相当程度あると見込まれることから、その使用の廃止を契機として調査義務を課すという旧法と同様の考え方を採りつつも、当該使用が廃止された有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質の種類のみならず、土壌汚染状況調査の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）における過去の土壌の汚染の状況に関する調査の結果や特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下浸透（以下「埋設等」という。）、使用等及び貯蔵又は保管（以下「貯蔵等」という。）の履歴を踏まえ、調査の対象となる特定有害物質の種類を選定することとされたので（(5)参照）、留意されたい。

「有害物質使用特定施設」は、意図的に特定有害物質を使用等するものに限られ、

特定有害物質を微量含む原材料を用いるが当該特定有害物質に対し何らの働きかけをしない施設等は含まない。したがって、例えば、六価クロムを微量含む原材料を使用する生コンクリート製造用のバッチャープラント、特定有害物質が含まれる可能性がある廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は下水を処理するが当該特定有害物質に着目してその処理を行うものではない廃棄物処理施設及び下水道終末処理施設については、「有害物質使用特定施設」に該当しない。

なお、特定有害物質を使用している試験研究機関の研究棟に設置された洗浄施設は、直接に特定有害物質を使用等するものではないが、当該研究棟で意図的に特定有害物質を使用する場合には洗浄施設に係る排水に特定有害物質が含まれ得ることに着目し、本法においても特定有害物質を使用等するものとして「有害物質使用特定施設」に該当することとなる点に留意されたい。

有害物質使用特定施設の「使用の廃止の時点」とは、当該施設の使用をやめるか、又は当該施設の使用は続けるものの当該特定有害物質の使用をやめる時点である。したがって、その時点においては、水質汚濁防止法第7条若しくは第10条又は下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の4若しくは第12条の7の規定による届出が行われるべきものである。

「敷地」とは、工場・事業場の区域の全体を指し、建築物が設置されていた場所に限定されない。この「敷地」についての考え方は、「建築物の敷地」と規定されている場合を除き、他の規定についても共通である。

なお、旧法の施行前に使用が廃止された場合には、調査の義務は発生しない（法附則第3条）。また、（4）の法第3条第1項ただし書の都道府県知事（令第8条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。）の確認を受けた場合には、土壤汚染状況調査の義務は免除されるが、法第3条第6項の規定により当該確認が取り消されることにより、改めて、当該義務が生ずることとなる。

（2）調査の実施主体

① 土地の所有者等

土壤汚染状況調査は、土地を所有等する権原に基づき自らの土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況を把握するものとして、当該土地の所有者等が実施することとする。なお、調査の実務は、環境大臣の指定を受けた者（以下「指定調査機関」という。）が、土地の所有者等の依頼を受けて行うこととなる。

「土地の所有者等」とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものであり、通常は、土地の所有者が該当する。なお、土地が共有物である場合は、共有者のすべてが該当する。

「所有者等」に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて、土地の掘削等を行うために必要な権原を有する者が、所有者ではなく管理者又は占有者である場合である。

その例としては、所有者が破産している場合の破産管財人、土地の所有権を譲

渡担保により債権者に形式上譲渡した債務者、工場の敷地の所有権を既に譲渡したがまだその引渡しをしておらず操業を続けている工場の設置者等が考えられる。

なお、この「土地の所有者等」についての考え方は、法第4条第1項、法第5条第1項、法第7条第1項等の他の規定についても共通である。

② 施設の設置者と土地の所有者等が異なる場合の手続

ア. 土地の所有者等への通知

有害物質使用特定施設の設置者と土地の所有者等が異なる場合には、土地の所有者等は施設の使用の廃止を知ることができないことから、旧法同様、都道府県知事が施設の使用が廃止された旨等を通知することとする（法第3条第3項）。

通知は、都道府県知事が施設の使用の廃止を知った際に行う。ここで、施設の使用の廃止の際の届出は、水質汚濁防止法に基づく届出は同法の都道府県知事（法の都道府県知事と同一）、下水道法に基づく届出は公共下水道管理者に対して行われる。したがって、下水道法に基づく届出に係る情報の入手について、都道府県知事は公共下水道管理者と十分な連絡を図ることとされたい。

イ. 通知の相手方

通知は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の土地の所有者等に対し行うこととし、施設の廃止の後に土地の所有権の移転等があったとしても、新たな土地の所有者等に対しては行わないこととする（改正規則による改正後の土壤汚染対策法施行規則（以下「規則」という。）第17条）。ただし、新たな土地の所有者等が法第3条第1項の調査を行うことを、元の土地の所有者等と新たな土地の所有者等が合意している場合には、当該新たな土地の所有者等に対して行うこととする。

ウ. 通知すべき事項

都道府県知事は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨のほか、土壤汚染状況調査の実施のために必要な情報として、当該施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該施設において使用等されていた特定有害物質の種類、法第3条第1項の報告を行うべき期限等を通知することとする（規則第18条）。

(3) 調査結果の報告の手続

① 報告の期限

法第3条第1項本文の報告は、調査の義務が発生した日から起算して120日以内に行うこととする。ただし、当該期間内に報告できない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事は、土地の所有者等の申請により、期限を延長できることとする（規則第1条第1項）。

「調査の義務が発生した日」とは、土地の所有者等が有害物質使用特定施設の

設置者である場合は施設の使用廃止日、設置者でない場合は(2)②アの通知を受けた日である。なお、(4)の法第3条第1項ただし書の都道府県知事の確認を受けた場合には、(4)④の確認の取消しの通知を受けた日となる。

「期間内に報告できない特別の事情」の例には、自然災害の発生や気象条件により一定期間は調査が困難であること、土地が広大であり調査の実施に長期間を要すること、建築物をまもなく除却する予定であり除却時に併せて調査に着手することが合理的であること、調査業務についての入札や行政機関による予算支出などの手続に一定の期間を要すること等が考えられる。

期限の延長に当たっては、個々の「特別の事情」に応じ、適切に報告期限を設定することとされたい。

② 報告すべき事項

法第3条第1項本文の報告事項は、使用等されていた特定有害物質の種類等の有害物質使用特定施設に関する事項、試料の採取地点及び分析結果等の土壤汚染状況調査の結果に関する事項に加え、当該使用が廃止されていた有害物質使用特定施設が使用等していた特定有害物質の種類以外の汚染のおそれのある特定有害物質の種類、土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号（改正指定調査機関等省令による改正後の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（以下「指定調査機関等省令」という。）第1条第2項第3号参照）とした（規則第1条第2項）。

「土壤汚染状況調査の結果」については、法の義務付けによらず任意に行われた調査の結果を利用して報告することもできる。ただし、その場合は、指定調査機関により、公正に、かつ、法に基づく調査方法に則り行われている必要がある（なお、旧法施行前に行われた調査については、特例が認められる。(6)⑭において後述）こと、また、当該調査の実施後に使用等されていた特定有害物質に係る調査結果については認められないこと等に留意されたい。

ここにいう「公正に」とは、法第36条第2項の「公正に」と同義であり、法第31条第2号及び第3号の基準に適合する状態にある指定調査機関が行うことにより、「公正に」要件を満たすものと推定してよい。例えば、土壤汚染状況調査の業務の発注者と指定調査機関との間に会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社と同条第4号の親会社の関係が成立している場合には、「公正に」土壤汚染状況調査が行われていないものと解して差し支えない（指定調査機関等省令第2条第3項及び第4項参照）。なお、この「公正に」要件の考え方は、法第4条第2項及び法第5条第1項の命令に基づく調査並びに法第14条第1項の申請に係る調査（規則第10条の2第2項の自然由来の土壤汚染地における調査の特例において、既存の調査結果を利用する場合における当該調査を含む。）についても同様である。

また、土壤汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略した場合における当該省略した旨及びその理由並びに規則第58条第4項第9号に該当する区域（以下「自然由来特例区域」という。）、同項第10号に該当する区域（以下「埋立地

特例区域」という。)又は同項第11号に該当する区域(以下「埋立地管理区域」という。)(以下「自然由来特例区域等」という。)に該当する土地である場合における、当該区域である旨が台帳記載事項とされたことから(規則第58条第4項第5号及び第9号から第11号まで)、土壤汚染状況調査の結果として、当該省略した旨及びその理由並びに自然由来特例区域等に該当すると思料される土地にあつては、その根拠を記載させることとする。

調査結果の信頼性の確保のため、調査を行った指定調査機関の名称等も報告することとする。

さらに、土壤中の特定有害物質の濃度に係る調査及びその結果の証明は計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けた者(以下「計量証明事業者」という。)が行う必要があることから、その名称等も報告することとする。なお、濃度に係る調査等を計量証明事業者が行う必要があることについては、必要に応じ指定調査機関に対し教示することとされたい。

③ 報告のない場合又は虚偽の報告の場合の命令

都道府県知事は、法第3条第1項の報告が行われず、又は虚偽の報告があったときは、旧法同様、報告又は報告内容の是正を命ずることができることとする(法第3条第4項)。

この命令は、相当の履行期限を定めて行うこととする(令第2条)。「相当の履行期限」は、命令後に調査に着手することとなる場合には、①に準じ、原則として命令の日から起算して120日以内とすることが妥当である。

(4) 都道府県知事の確認による調査義務の一時的免除

① 趣旨

有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合であっても、その土地について予定されている利用の方法からみて、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがないときは、その状態が継続する間に限り調査の実施を免除することとする(法第3条第1項ただし書、第5項及び第6項)。

この場合、人の健康被害が生ずるおそれがないことについて、都道府県知事の確認を要することとしている。

② 都道府県知事の確認の手続

ア. 確認の申請

確認の申請は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の土地の所有者等が、確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法等を記載した申請書を提出して行うこととする(規則第16条第1項)。

イ. 確認の要件

都道府県知事は、申請に係る土地が(イ)から(ハ)までのいずれかに該当することが確実であると認められる場合に、確認をすることとする(規則第16条第

2項)。

(イ) 引き続き工場・事業場の敷地として利用される場合

この「工場・事業場」は、使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場と同じものか、又は関係者以外の者が敷地に立ち入ることができないものに限られる。

これに該当するものとしては、例えば、以下の場合が考えられる。

- i) 引き続き同一事業者が事業場として管理する土地のすべてを、一般の者が立ち入ることのない倉庫に変更する場合
- ii) 同一敷地内において同一事業者が有害物質使用特定施設とそれ以外の施設の両方を有して事業場として管理していた場合であって、有害物質使用特定施設を廃止して更地とし、有害物質使用特定施設以外の施設で引き続き事業を行う場合
- iii) 同一敷地内において同一事業者が有害物質使用特定施設とそれ以外の施設の両方を有して事業場として管理していた場合であって、有害物質使用特定施設を廃止し、その跡地に有害物質使用特定施設又はそれ以外の施設を新設し、当該新設した施設と従前の有害物質使用特定施設以外の施設を用いて引き続き事業を行う場合
- iv) 有害物質使用特定施設を使用した事業が継続されるが、土地の占有者が変更される（名義変更のみで有害物質使用特定施設が承継される）場合
- v) 有害物質使用特定施設を廃止し、新たな施設を設置するまでの間、更地として社内保有し、管理する場合（新たな施設の設置時期は明確であるものとする。）
- vi) 有害物質使用特定施設を廃止し、譲渡等による土地の所有者の変更後、新たに施設を設置し、工場・事業場としての管理がなされる場合

なお、「使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場と同じ」であれば、「関係者以外の者が敷地に立ち入ることができる」としても確認の要件に該当する。例えば、一般の者も立ち入ることができる大学の敷地について、有害物質使用特定施設である研究施設が廃止された後に、引き続き同じ大学の敷地として用いられる場合が該当する。

(ロ) 小規模な工場・事業場において、事業用の建築物と工場・事業場の設置者の居住用の建築物とが同一か又は近接して設置されており、かつ、当該居住用の建築物に当該設置者が居住し続ける場合

「小規模な工場・事業場」とは、事業用の建築物が居住用の建築物と比較して著しく小さくなく、工場・事業場の敷地のごく一部に住居があるのではなく工場・事業場と住居が一体として設置されていると一般に認識される程度の規模の工場・事業場をいう。

(ハ) 操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後５年以内の鉱山等の敷地

鉱山保安法（昭和２４年法律第７０号）に基づき、土壤汚染による人の健康被害の防止のための措置が行われることから、法に基づく調査義務を一時的に免除することができることとするものである。なお、同法に基づく措置が的確に行われていない場合には、都道府県知事は、法第５６条第２項に基づき、産業保安監督部長に対し協力を求め、又は意見を述べる等の対応ができるものである。

「鉱業権の消滅後５年以内の鉱山等」の「等」には、鉱山保安法第３９条第１項の命令に基づき土壤汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものが該当する。

③ 確認後の手続

ア．土地の利用方法の変更の届出

法第３条第１項の確認を受けた土地の所有者等は、当該土地について予定されている利用の方法の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出ることとした（法第３条第５項）。

その手続は、規則第１９条に定めたとおりであるが、このうち、同条第３号の「土地の場所」とは、土地の範囲をいい、規則中の他の「…の場所」も、同様の意味である。

イ．確認を受けた土地の所有者等の地位の承継

確認に係る土地について、所有権の譲渡、相続、合併等により、「土地の所有者等」に変更があったときは、新たな土地の所有者等は、確認を受けた土地の所有者等の地位を承継することとする（規則第１６条第３項）。

これに伴い、確認を受けた土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出ることとする（規則第１６条第４項）。

「確認を受けた土地の所有者等の地位」とは、調査の実施を免除されること、アにより土地の利用方法の変更の届出を行うこと、④により確認が取り消された場合に土壤汚染状況調査及び報告を行うこと等である。

なお、地位の承継に当たっては、土壤汚染状況調査の実施に必要な情報も引き継がれる必要があり、有害物質使用特定施設の設置状況等の情報が適切に引き継がれるよう、新旧の土地の所有者等に対し、その旨の指導をすることとされたい。

④ 確認の取消し

都道府県知事は、③アの届出により、確認に係る土地が②イの要件を満たさないと認めるに至ったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨をその時点における土地の所有者等に通知することとした（法第３条第６項、規則第２１

条)。

確認が取り消された場合には、当該土地の所有者等に、土壤汚染状況調査及びその結果の報告の義務が発生することとなる。

(5) 調査の対象となる特定有害物質

法第3条第1項本文の土壤汚染状況調査の対象となる特定有害物質の種類は、旧法においては、当該使用が廃止された有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質及びその分解生成物であったが、改正後は、法第4条第2項の命令による土壤汚染状況調査においては、調査対象地における過去の土壤の汚染の状況に関する調査の結果や特定有害物質の埋設等、使用等及び貯蔵等の履歴を踏まえ、26種の特定有害物質のうち、汚染のおそれがあると思料される特定有害物質の種類を分析の対象とすることとされたことに伴い（法第4条第2項、規則第26条参照）、これと同旨の考え方を法第3条第1項本文の土壤汚染状況調査にも導入することとした。すなわち、改正後は、当該使用が廃止された有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質及びその分解生成物のみならず、当該調査対象地における過去の土壤の汚染の状況に関する調査の結果や特定有害物質の埋設等、使用等及び貯蔵等の履歴を踏まえ、汚染のおそれがあると思料される特定有害物質の種類とする。なお、この汚染のおそれがあると思料される特定有害物質の種類には、分解生成物が含まれることになるので、留意されたい。

過去の調査結果に係る特定有害物質や使用等の履歴が明らかとなった特定有害物質	その分解生成物である特定有害物質
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
シス-1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン及び1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン

(6) 土壤汚染状況調査の方法

土壤汚染状況調査の方法は、次のとおりである。法第3条第1項、第4条第2項及び第5条の土壤汚染状況調査の方法は、基本的に同じ方法である。

なお、この方法よりも詳細な方法で調査を行うことも認められる。

① 考え方

調査の方法については、調査を行わせることとした指定調査機関の違いにより調査結果に差が生じないように、土壌等の試料の採取の方法等について、詳細に定めることとしている。

具体的には、まず、調査対象地を100平方メートル単位の区画に分割し、調査を実施する者（指定調査機関が該当する。以下「調査実施者」という。）が行う土地の利用履歴等の調査の結果に基づき、各区画を土壌汚染が存在するおそれに応じて3種類に分類し、各区画を各分類ごとに定められた方法にしたがって、土壌等の試料の採取及び測定を実施する。

また、調査費用の低減及び調査の効率化の観点から、一定の場合に調査の過程の全部又は一部の省略を認めることとする。

② 調査対象地の範囲

法第3条第1項本文の土壌汚染状況調査は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地のすべての区域が対象となる。

「工場・事業場の敷地」とは、公道等の工場・事業場の設置者以外の者が管理する土地により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地をいう。なお、公道等により隔てられていても、配管等により接続され一体の生産プロセスとなっている場合には、隔てられた双方の土地を一の工場・事業場の敷地とする。

法第4条第2項及び法第5条第1項の土壌汚染状況調査においては、調査対象地の範囲は都道府県知事から示されることとなる。

③ 調査対象地の土壌汚染のおそれの把握

ア. 土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握

調査実施者は、調査対象地及びその周辺の土地について、土地利用の履歴、特定有害物質の使用等の状況、土壌及び地下水の汚染の概況等の土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握することとした（規則第3条第1項）。

「周辺の土地」とは、調査対象地の周辺の土地であって当該調査対象地における汚染のおそれを把握する上で参考となる情報に係る土地のことであり、例えば、調査対象地と同じ埋立材により一体的に造成された土地であって、土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査により、その汚染状態が規則第31条第1項の基準（以下「土壌溶出量基準」という。）又は同条第2項の基準（以下「土壌含有量基準」という。土壌溶出量基準と併せ、第4の1(2)において後述）に適合しないことが明らかとなっている土地が想定される。調査実施者は、かかる「周辺の土地」に関する情報についても、都道府県（令第8条に規定する市にあっては、市。以下同じ。）から情報を入手することを含め、自ら積極的に情報収集を行うことが望ましい。

調査実施者は、当該使用が廃止された有害物質使用特定施設の敷地であった

土地における特定有害物質による土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するための調査（以下「地歴調査」という。）において、26種の特定有害物質のうち試料採取等（土壤汚染状況調査のための土壤その他の試料の採取及び測定をいう。以下同じ。）の対象とすべきものを選定することとした（規則第3条第2項）。すなわち、調査対象地における過去の土壤の汚染の状況に関する調査の結果、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等及び貯蔵等の履歴等を踏まえ（規則第26条参照）、汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなった特定有害物質や、当該履歴から埋設等、使用等又は貯蔵等をしていたことが判明した特定有害物質及びその分解生成物等を、土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがあると認められる特定有害物質の種類とし、試料採取等の対象とすべきものとして選定する。旧法第3条第1項の調査において調査対象物質とされていた、使用が廃止された有害物質使用特定施設において使用等がなされていた特定有害物質及びその分解生成物は、当然この中に含まれることとなる。分解生成物については、(5)の表に整理したとおりである。

地歴調査は、(イ)調査対象地の利用の状況に関する情報及び(ロ)特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を収集することにより行われる。(イ)は、調査対象地の用途に関する情報と汚染のおそれが生じた地表の位置に関する情報からなり、(ロ)は、特定有害物質の埋設等、使用等又は貯蔵等に関する情報からなる。調査実施者は、これらの情報を、可能な限り過去に遡り、資料収集、関係者からの聴取及び現地確認の方法により収集する。なお、調査実施者が地歴調査においてなすべき調査の項目及びその手順については、「土壤汚染状況調査における地歴調査について」（平成22年3月19日付け環水大土発第100319002号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）により、別途通知しているため、当該通知を参照されたい。

調査実施者が地歴調査を十分に行わなかった場合は、イの土壤汚染のおそれの区分の分類において、土壤汚染が存在するおそれがない、又は少ないと判断される土地が減ることとなり、結果として、より詳細な調査を求められることとなるものである。

試料採取等の対象とすべき特定有害物質の種類は、公的届出資料等行政保有情報により判明することも考えられる。このため、調査実施者は、都道府県知事に対し、試料採取の対象とすべき特定有害物質の種類を通知することを申請することができることとした（規則第3条第3項）。調査実施者は、この申請の際、地歴調査において試料採取等の対象とすべきと判断した特定有害物質の種類及びその理由等汚染のおそれを推定するために有効な情報を添えて行う必要がある（同条第5項）。都道府県知事は、この申請を受けて、調査対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該特定有害物質の種類を調査実施者に通知することとした（規則第3条第3項）。ここにいう「土

壤の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類」とは、規則第26条各号の履歴等に係る特定有害物質の種類であり、前述のとおり、調査対象地における過去の土壌の汚染の状況に関する調査の結果その汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかとなった特定有害物質、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等又は貯蔵等の履歴に係る特定有害物質及びその分解生成物等がこれに当たる。これらの特定有害物質の種類に関する情報が公的届出資料等行政が保有する情報により明らかとなることが考えられるため、上述の通知制度を設けた。

申請書に記載された特定有害物質の種類のほかに、上記の行政保有情報により、土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類が明らかとなった場合には後者についても併せて通知する必要がある。さらに、通知する特定有害物質の種類を選定する理由についても、併せて教示することが望ましい。また、分解生成物については、(5)の表に整理したとおりである。

なお、当該通知に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類については、試料採取等対象物質とすることを要しないが（規則第3条第2項ただし書）、任意に試料採取等の対象とした場合には、その結果を土壌汚染状況調査の結果として報告することができる。また、調査実施者が当該申請をすることなく、試料採取等対象物質を確定することも可能であるが、上記の行政が保有する情報により汚染のおそれがあると思料される特定有害物質の種類を網羅していない場合には、当該網羅されていない特定有害物質の限度で、法第3条第4項に基づき再調査を命じられる可能性がある。

イ. 土壌汚染のおそれの区分の分類

調査実施者は、旧法同様、アにより把握した情報により、調査対象地を土壌汚染が存在するおそれに応じて次の3種類の区分に分類することとする（規則第3条第6項）。

(イ) 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、その使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地を指す。

土地の用途としては、従業員の福利厚生目的等事業目的の達成以外のために利用している土地である。具体的には、調査対象地の履歴を可能な限り過去に遡った結果、当初から、専ら次のような用途のみに利用されていた土地が該当する。

- ・ 山林、緩衝緑地、従業員用の居住施設や駐車場、グラウンド、体育館、未利用地等

なお、法第5条に基づく調査の対象となる土地の区域には、この区分に分類される土地は、通常、含まれることはないと考えられる（3(3)参照）。

(ロ) 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

直接に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地を指す。

土地の用途としては、事業目的の達成のために利用している土地であって、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等又は貯蔵等を行う施設の敷地以外の土地である。具体的には、当該施設の設置時から、専ら次のような用途のみに利用されていた土地で、直接に特定有害物質の埋設等、使用等又は貯蔵等をしていない土地が該当すると考えられる。

- ・ 事務所（就業中の従業員が出入りできるものに限る。）、作業場、資材置き場、倉庫、従業員用・作業車用通路、事業用の駐車場、中庭等の空き地（就業中の従業員が出入りできるものに限る。）、複数の工場棟を有する場合において有害物質使用特定施設と一連の生産プロセスを構成していない工場棟の敷地等

(ハ) (イ)及び(ロ)以外の土地

(イ)及び(ロ)以外の土地は、土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地であり、次の土地が想定される。

- ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等が行われた土地
- ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地
- ・ 上記の施設を設置している土地、当該施設と繋がっている配管、当該施設と配管で繋がっている施設及びその建物、当該施設及びその関連施設の排水管及び排水処理施設

④ 調査対象地の区画の方法及び区画ごとに行う試料採取等

ア. 調査対象地の区画の方法

調査対象地の最北端の地点（複数ある場合はそのうち最も東の地点）を起点として、東西南北方向に10メートル四方の格子状に、調査対象地を区画することとする（規則第4条第1項本文）。

ただし、調査対象地の境界部分に100平方メートル未満の区画が多数生じ、必要以上に区画の数が増える場合があることから、i)一定の方法により格子の線を回転させることにより、区画される部分の数を減らすことができること、ii)一定条件に適合する場合には、100平方メートル未満の区画を隣接する区画と合わせることができることとする（規則第4条第1項ただし書及び第2項）。

また、法第4条第2項の命令による土壤汚染状況調査については、起点の設定方法の特例を設け、法第4条第1項の一の届出に係る複数の調査対象地すべてに共通する一の起点を定めて単位区画を設定する方法を例外的に許容することとした（規則第5条）。

これらの方法により区画された調査対象地を、「単位区画」と呼ぶ。

イ. 各単位区画ごとに行うべき試料採取等

試料採取等は、単位区画ごとの「土壤汚染が存在するおそれ」により、その密度を変えて行うこととし、具体的には次のとおりとする（規則第4条第3項）。

(イ) 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画については、100平方メートル単位で試料採取等を行うこととし、すべての当該単位区画において1地点の試料採取等を行うこととする。

(ロ) 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地を含む単位区画（以下「一部対象区画」という。）については、900平方メートル単位で試料採取等を行うこととし、30メートル四方の格子状の区画内にある9つの単位区画のうち5つの一部対象区画の各1地点で試料を採取し、これを混合して1つの試料として測定する（5地点均等混合法）こととする。

なお、試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）が第一種特定有害物質（⑤において後述）である場合については、30メートル四方の格子状の区画内の1地点で試料採取等を行うこととする。

(ハ) すべての範囲が土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地である単位区画については、試料採取等を行わないこととする。

⑤ 試料採取等対象物質の種類ごとに行うべき試料採取等の種類

試料採取等の方法は、試料採取等対象物質の種類ごとに、表のようにすることとする（規則第6条第1項）。

分類	試料採取等対象物質	試料採取等の方法
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン ジクロロメタン	土壤ガス調査（土壤ガス調査において特定有害物質が検出された場合には、深部土壤の溶出量調査を含む。）

	テトラクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン	
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	土壌溶出量調査及び 土壌含有量調査
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン チオベンカルブ チウラム P C B 有機りん化合物	土壌溶出量調査

⑥ 土壌ガス調査、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査の具体的な方法

ア. 試料の採取地点

単位区画内に土壌汚染が存在する可能性が高い部分がある場合には、当該部分における任意の地点において試料の採取を行うこととし、それ以外の場合には、試料採取等の対象とされた当該単位区画の中心において、試料の採取を行うこととする（規則第6条第2項から第4項まで）。

なお、それらの地点が急傾斜地であったり、使用中の構造物が存在し、その構造物の除去が調査後の土地利用に著しい支障をきたす場合等、当該地点において試料の採取を行うことが困難な場合には、同じ単位区画内の別の地点で試料の採取をできることとする（同条第5項）。

「土壌汚染が存在する可能性が高い部分」とは、有害物質使用特定施設及び関連する配管、地下ピット、排水ます等の当該特定有害物質を使用等する施設の場所又はその周辺である。

イ. 試料の採取及び測定の方法

試料の採取及び測定の具体的な方法については、以下のとおりとする。その詳細については、環境大臣告示により定められている（平成15年環境省告示第16号から第19号まで）。

なお、舗装等により土壌が表面に現れていない場合には、舗装等を除去して

から試料を採取することを基本とする。

また、測定の対象となる土壌は、破碎することなく、自然状態において２ミリメートル目のふるいを通して得た土壌とされているので（土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成１５年環境省告示第１９号）付表２）、留意されたい。

(イ) 土壌ガス調査

地表から概ね８０から１００センチメートルまでの深度の地中において土壌ガスを採取し、当該土壌ガス中の特定有害物質の量を測定すること。この深度の地中で地下水の存在により土壌ガスが採取できない場合には、当該地下水を採取し、地下水中の特定有害物質の量を測定すること。

(ロ) 土壌溶出量調査及び土壌含有量調査

地表を基準に土壌採取の深度を設定していた旧法の考え方を改め、汚染のおそれが生じた場所の位置を基準とすることとした。ここにいう「汚染のおそれが生じた場所の位置」とは、調査義務の契機となった有害物質使用特定施設が設置されるよりも前に設置されていた特定有害物質を使用等し、又は貯蔵等する施設が設置されていた時点の地表や特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が漏出した地下配管の高さ等を想定している。

汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ５０センチメートルまでの土壌を採取し、土壌溶出量又は土壌含有量を測定すること。ただし、当該位置から深さ５０センチメートルまでの土壌が地表から深さ１０メートル以内にある場合に限る。なお、ここにいう「地表」を含め、規則において特に断りなく用いる場合には、現在の地表を指す。

汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、表層（地表から５センチメートルまで）の土壌及び５から５０センチメートルまでの深さの土壌を採取し、これらの土壌の重量が均等になるように混合し、土壌溶出量又は土壌含有量を測定すること。なお、混合された土壌は、地表から５０センチメートルまでの土壌を均等に採取した場合に比べて、表層の土壌の割合が９倍となっていることに注意されたい。

⑦ ９００平方メートル単位の試料採取等において土壌汚染が判明した場合

④イ(ロ)の試料採取等（９００平方メートル単位の試料採取等）の結果、土壌汚染が判明したときは、当該３０メートル四方の格子内のすべての一部対象区画について、１００平方メートル単位の試料採取等を行うこととする（規則第７条）。

⑧ 土壌ガス調査で特定有害物質が検出された場合の追加調査

第一種特定有害物質についての土壌ガス調査において、土壌ガスが検出された

等の場合には、土壌ガス等が検出された連続する一定範囲の土地ごとに、土壌汚染が存在するおそれが最も多いと認められる地点において、試料採取等を行うこととする（規則第8条）。

この試料採取等は、地表から深さ10メートルの深部までの土壌をボーリングにより採取して土壌溶出量を測定することにより行う。

「土壌汚染が存在するおそれが最も多いと認められる地点」とは、原則として、土壌ガス調査において、隣接するすべての単位区画における土壌ガス調査の結果と比べ、高い濃度の土壌ガス等が検出された地点とする。

なお、当該地点と同一の単位区画内において、検知管等の簡易的調査手法を用いること等により、より高濃度の土壌汚染が存在するおそれが多いと認められる地点があった場合には、当該地点において試料採取等を行うことができる。

⑨ 土壌汚染の有無の判定

土壌ガス調査の結果、土壌ガスが検出された（土壌ガスが採取できないことから地下水を採取した場合には、地下水基準に適合しない）場合において、⑧の追加調査において土壌溶出量基準に適合しなかったときは土壌溶出量基準に適合しない土地と、規則第9条第1項第2号の基準（以下「第二溶出量基準」という。第4の1(6)④ア(i)ii)において後述）に適合しなかったときは第二溶出量基準に適合しない土地と、それぞれみなすこととした。なお、土壌ガスが検出された試料採取等区画であっても、⑧の追加調査において採取した土壌が土壌溶出量基準に適合していた場合における当該試料採取等区画については、土壌溶出量基準に適合するものとする（規則第9条第1項）。

土壌溶出量調査又は土壌含有量調査の結果、土壌溶出量基準に適合しなかった場合には土壌溶出量基準に適合しない土地と、第二溶出量基準に適合しなかった場合には第二溶出量基準に適合しない土地と、土壌含有量基準に適合しなかった場合には土壌含有量基準に適合しない土地と、それぞれみなすこととした（規則第9条第2項）。

⑩ 法第5条第1項の命令の場合の特例

法第5条第1項の命令に基づく調査については、③から⑧までの調査において土壌汚染が判明せず、⑨により土壌溶出量基準及び第二溶出量基準に適合しないとみなされる土地がない場合には、次の調査を追加的に行うこととする（規則第10条第1項）。

ア. 当該土地に土壌汚染が存在することが明らかな場合

土壌汚染が存在することが明らかな場所1地点において地下水汚染が生じているおそれが多いと認められる帯水層に含まれる地下水の調査を行うこととする。

当該調査の結果、当該地下水が地下水基準に適合しない場合には、当該地下水汚染の確認された帯水層の底面までの土壌をボーリングにより採取して土壌

溶出量を測定することとする。この場合において、試料採取深度は、地下水汚染の確認された帯水層の底面までであり、地表から深さ10メートルまでの土壌に限定されないことに留意されたい。また、試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質であり、表層の土壌と5から50センチメートルまでの深さの土壌を採取した場合にあっては、2種類の深さの土壌の重量が均等になるように混合し、土壌溶出量を測定することとする。

ボーリングによる土壌溶出量調査の結果、土壌溶出量基準に適合しなかった場合には調査対象地全体が土壌溶出量基準に適合しない土地と、第二溶出量基準に適合しなかった場合には調査対象地全体が第二溶出量基準に適合しない土地と、それぞれみなすこととした。ただし、単位区画内のすべての土地が③イにおいて(i)に分類された土地である場合における当該単位区画及びボーリングにより採取した土壌が土壌溶出量基準に適合した地点を含む単位区画は、除かれることとする。

イ. 当該土地の周辺の地下水に汚染がある場合

土壌汚染が存在する可能性が高い場所1地点において地下水の調査を行い、その結果、地下水の汚染が判明した場合は、その地点においてボーリングによる土壌溶出量調査を行うこととする。

地下水の調査及びボーリングによる土壌溶出量調査の方法並びに結果の判定については、アと同様である。

⑪ 自然由来の土壌汚染地における調査の特例

③の地歴調査の結果、調査対象地の試料採取等対象物質がシアン化合物を除く第二種特定有害物質であり、かつ、人為的原因を確認することができない場合については、専ら地質的に同質な状態で汚染が広がっているいわゆる自然由来の土壌汚染である可能性があることから、この特性を踏まえた適切かつ効率的な調査の観点から、通常の土壌汚染状況調査とは別の調査方法によって調査を行わなければならないこととする（規則第10条の2）。

ア. 調査対象地の区画の方法

自然由来の土壌汚染地については、調査対象地の最も離れた2つの30メートル四方の格子状の区画内の各1地点の合計2地点で試料採取等を行うこととする。ただし、調査対象地が道路であって延長が900メートルを越える場合等、当該2地点が900メートル四方内に含まれないときは、当該900メートル四方ごとに2地点で試料採取等を行うこととする。なお、法第4条第2項の命令に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、土質が同じである層が連続してつながっていると推定しうる複数の調査対象地があるときは、当該複数の調査対象地を全体として一つの調査対象地とみなして、2地点の試料採取等を行うこととされたい。

イ. 試料採取等の方法

試料採取等の具体的な方法については、試料採取等の対象とされた単位区画において、基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ10メートルまでの土壌をボーリングにより採取して土壌溶出量及び土壌含有量を測定し、当該地層の位置が明らかである場合にあっては、地表から深さ10メートルまでの土壌であって当該地層内にあるものを採取して土壌溶出量及び土壌含有量を測定することとする。なお、表層の土壌及び5から50センチメートルまでの深さの土壌を採取した場合にあっては、これらの土壌の重量が均等になるように混合し、土壌溶出量及び土壌含有量を測定することとする。

また、調査対象地内に過去になされた土壌汚染の調査の結果、規則が定める測定方法によりその汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが判明した単位区画がある場合には、当該単位区画に係る調査結果を利用しなければならないこととする。この場合の調査結果は、指定調査機関により、公正に、かつ、法に基づく調査方法に則り行われている必要があるが（なお、旧法施行前に行われた調査については、特例が認められる。⑭において後述）、必ずしも地表から深さ10メートルまでの土壌をボーリングにより採取したものである必要はなく、自然由来の基準不適合土壌が存在すると認められる地層の位置が明らかであればよい。なお、土壌溶出量基準に適合せず、かつ、含有量（全量分析）が土壌含有量基準と同じ数値未満である場合には、必ずしも土壌含有量調査を行っている必要がないことに留意されたい。

ウ. 土壌汚染の有無の判定

ボーリングによる土壌溶出量調査及び土壌含有量調査の結果、土壌溶出量基準に適合しなかった場合には、調査対象地全体が土壌溶出量基準に適合しない土地と、土壌含有量基準に適合しなかった場合には調査対象地全体が土壌含有量基準に適合しない土地と、それぞれみなすこととした（これにより、調査対象地又は900メートル四方ごとの2地点のボーリングによる土壌溶出量調査及び土壌含有量調査の結果、すべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していた場合には、調査対象地全体が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地とみなすことになる。）。ただし、ボーリングにより採取した土壌がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する場合における当該試料採取等に係る単位区画を含む30メートル四方の格子状の区画内にあるすべての単位区画は除かれることとする（規則第10条の2第3項第1号）。

また、調査対象地全体が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土地とみなされた場合に、900平方メートル単位で追加的な試料採取等を行い、汚染範囲を絞り込むことを可能とした（規則第10条の2第3項第2号）。

⑫ 公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における調査の特例

③の地歴調査の結果、調査対象地が公有水面埋立法（大正10年法律第57

号) による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地に専ら当該造成時の水面埋立て用材料に汚染おそれがあると認められるときは、通常の土壤汚染状況調査の方法では汚染のおそれの把握が十分でない可能性があることから、次の調査方法によって調査を行わなければならないこととする（規則第10条の3）。

ア．調査対象地の区画の方法

調査対象地全域について、900平方メートル単位で試料採取等を行うこととする。試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合については、30メートル四方の格子状の区画内の1地点で試料採取等を行い、試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合については、30メートル四方の格子状の区画内にある9つの単位区画のうち最大5つの単位区画の各1地点で試料採取等を行うこととする。

イ．試料採取等の方法

試料採取等の具体的な方法については、試料採取等の対象とされた単位区画において、地表から深さ10メートルまでの土壤をボーリングにより採取して土壤溶出量及び土壤含有量を測定することとする。なお、試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合については、地表から深さ50センチメートルの土壤の採取は不要であり、第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合については、採取した表層の土壤及び5から50センチメートルまでの深さの土壤の重量が均等になるように混合30メートル四方の格子状の区画内において1つの試料として（5地点均等混合法）、土壤溶出量及び土壤含有量を測定することとする。また、地表から深さ10メートルまでに帯水層の底面がある場合は、当該帯水層の底面までの土壤を採取することとし、それ以深の土壤の採取は不要とすることとする。

ウ．土壤汚染の有無の判定

ボーリングによる土壤溶出量調査又は土壤含有量調査の結果、土壤溶出量基準に適合しなかった場合には土壤溶出量基準に適合しない土地と、第二溶出量基準に適合しなかった場合には第二溶出量基準に適合しない土地と、土壤含有量基準に適合しなかった場合には土壤含有量基準に適合しない土地と、当該30メートル四方の格子内のすべての単位区画についてそれぞれみなすこととした。

⑬ 土壤汚染状況調査における調査の過程の省略

土壤汚染の有無が判明していない場合であっても、土地の所有者等が土壤汚染がある土地とみなしてよいと考える場合には、従来の試料採取等の省略に加え（ウ参照）、調査費用の低減及び調査の効率化の観点から、土壤汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略することができることとした。

また、自然由来の土壤汚染地及び公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地については、その調査方法が通常の土壤汚染状況調査の方法と異なることに鑑み、試料採取等を行う区画の選定等及び試料採取等について別の省略規定を設けることとした。

ア．調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略

③から⑧までのすべての過程を省略することができることとした。この場合には、調査対象地全域について、26種のすべての特定有害物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされる（規則第11条）。

また、土壤汚染のおそれの把握のうち③アの試料採取等の対象とすべき特定有害物質の種類の通知の申請をし、当該通知を受けた場合には、当該通知により試料採取等対象物質として確定した特定有害物質の種類のみについて第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされることになる。

なお、法第4条第2項及び法第5条第1項の調査において省略した場合には、当該調査の命令を行う書面に記載された特定有害物質の種類について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされることになる（規則第3条第2項第2号参照）。

イ．試料採取等を行う区画の選定等の省略

③のみを行い、④から⑧までの過程を省略することができることとした。この場合には、調査対象地のうち単位区画内のすべての土地が③イにおいて(イ)に分類された土地である場合における当該単位区画を除く区域について、試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされることになる（規則第13条）。

ウ．試料採取等の省略

調査対象地の1区画以上において土壤汚染の存在が明らかとなった場合において、その時点で土壤汚染の有無が判明していない区画における試料採取等を省略できることとする。この場合には、規則第14条第2項各号に掲げる単位区画及び調査対象地のうち単位区画内のすべての土地が③イにおいて(イ)に分類された土地である場合における当該単位区画の区域を除き、調査対象地の区域を第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない土地とみなすことになる（規則第14条）。

エ．第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例

第一種特定有害物質について、土壤ガス調査を省略し、調査対象地のうち単位区画内のすべての土地が③イにおいて(イ)に分類された土地である場合における当該単位区画を除く単位区画の中心（土壤汚染が存在する可能性が高い地

点がある場合には、その地点）において、地表から深さ１０メートルまでの土壌をボーリングにより採取して、土壌溶出量を測定することができることとした（規則第１２条）。

オ．公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地に係る試料採取等を行う区画の選定等の省略

公有水面埋立法公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地が当該造成時の水面埋立て用材料に含まれる特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められるときは、③の地歴調査のみ行い、その後の調査の過程を省略することができることとした。この場合には、調査対象地全域について、試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされることになる（規則第１３条の２）。ただし、当該調査対象地が昭和５２年３月１５日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）であり、かつ、当該土壌汚染が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるものにあつては、廃棄物の最終処分場制度が整備された後の埋立地であり、第二溶出量基準を超えるような高濃度の土壌汚染は想定されないことから、試料採取等対象物質について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなすこととした（規則第１３条の２）。

カ．自然由来の土壌汚染地及び公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地に係る試料採取等の省略

自然由来の土壌汚染地の可能性がある土地において、調査対象地（９００メートル四方ごとに２地点で試料採取等を行った場合にあつては、当該９００メートル四方。以下カにおいて同じ。）の最も離れた２つの３０メートル四方の格子状の区画内の１地点で試料採取等を行った結果、試料採取等対象物質について第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合において、その時点で土壌汚染の有無が判明していないもう１地点における試料採取等を省略することとする（規則第１４条の２第１項第１号）。この場合には、自然由来の土壌汚染地については、第二溶出量基準を超えるような高濃度の土壌汚染は想定されないことから、調査対象地の区域を土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない土地とみなすこととした。ただし、ボーリングにより採取した土壌が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する場合における当該試料採取等に係る単位区画を含む３０メートル四方の格子状の区画内にあるすべての単位区画についてはこの限りでない（規則第１４条の２第２項第１号）。

また、公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地において、調査対象地の１単位区画以上において土壌汚染の存在が明らかとなった場合において、その時点で土壌汚染の有無が判明していない単位区画における試料採取等を省略することとする（規則第１４条の２第１項第２号）。この場合には、調査対

象地の区域を土壌溶出量基準（規則第13条の2に規定する土地以外の埋立地において試料採取等を省略した場合にあっては、第二溶出量基準）及び土壌含有量基準に適合しない土地とみなすこととした。ただし、ボーリングにより採取した土壌が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する場合における当該試料採取等に係る単位区画を含む30メートル四方の格子状の区画内にあるすべての単位区画についてはこの限りでない（規則第14条の2第2項第2号）。

⑭ 法施行前に行われた調査の結果の利用

土壌汚染の調査・対策については、旧法施行前においては「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成11年1月環境庁水質保全局長通知。以下「調査・対策指針」という。）に基づき、自主的に、あるいは地方公共団体の指導のもとに行われてきた。

このため、旧法施行前に、法に基づく土壌汚染状況調査と同等程度の精度を保って土壌汚染の調査が行われたと認められる場合であって、当該調査の後に新たな汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該調査の結果を法に基づく調査の結果とみなすことができることとされていたところであるが、改正法施行後も、同様とする（規則第15条）。

「同等程度の精度を保って」とは、試料採取等の密度が同等程度であり、かつ、試料採取等が適切に行われていることである。試料採取等の密度については、例えば、調査・対策指針に基づき1000平方メートルに1地点（5地点均等混合法）の試料の採取を行った調査の結果は、④イ(ロ)の900平方メートル単位の試料採取等の結果と同等程度の精度があると認められる。

なお、同等程度の精度を保っていることを確認するために、i) 旧法施行前の調査が指定調査機関である者によって行われていること、又はii) 旧法施行前の調査の内容及び結果が適正なものであることを指定調査機関が確認（原則として書類上の確認でよいが、必要に応じ現地調査による確認）をしていることを要することとする。

2. 土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査

(1) 趣旨

土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壌（規則第3条第6項第1号の基準不適合土壌をいう。以下同じ。）の飛散、基準不適合土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壌の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものである。一方、旧法においては、土地の形質の変更の届出は、指定区域内の土地に限られており、指定区域外における土地の形質の変更について、何らの規制が及ぼされていなかった。

このため、一定規模以上の土地の形質の変更を行う者に対し、その旨を事前に届出させるとともに、都道府県知事は、当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることとした（法第4条）。

(2) 土地の形質の変更の届出

環境省令で定める規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、着手日の30日前までに、当該形質の変更をしようとする土地の所在地等を都道府県知事に届け出なければならないこととした（法第4条第1項）。この環境省令で定める規模は、3000平方メートルとする（規則第22条）。

① 届出義務の対象となる土地の形質の変更

届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、いわゆる掘削と盛土の別を問わず、土地の形質の変更の部分の面積が3000平方メートル以上であれば、届出が義務付けられることとする。ただし、法第4条第2項の趣旨が、汚染されている土地において土地の形質の変更が行われれば、その土地の汚染が拡散するリスクを伴うことから、調査を行わせ、必要に応じて要措置区域等に指定して、土地の形質の変更の規制等適切な管理を行わせることにあるところ、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合には、当該盛土が行われた土地が汚染されていたとしても、当該土地から汚染が拡散することはないことから、届出は不要とする（(3)参照）。

トンネルの開削の場合には、開口部を平面図に投影した部分の面積をもって判断することとなる。

同一の手続において届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3000平方メートル以上となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましい。

当該届出は、②の届出義務者が自らその義務の発生を自覚し、行ふべきものであることはもちろんであるが、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可担当部局、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく工事許可担当部局等が情報を有している場合があることから、必要に応じ、これらの部局との連携をとり、当該届出義務の履行の確保を図るよう努めることとされたい。

なお、当該届出の対象となる土地の形質の変更の例外として、類型的に以下の二つを定めた。

ア．軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

土壤汚染が存在するとしても拡散するおそれが小さいことから、適用除外とした（規則第25条）。

このうち、同条第1号ロの「土壤の飛散又は流出」とは、土地の形質の変更

を行う場所からの土壌の飛散又は流出をいう。

同号ハの「土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル以上であること」については、土地の形質の変更に係る部分のもっとも深い部分が地表から50センチメートル以上であれば、適用除外とはならない。

また、同条第2号の「農業を営むために通常行われる行為」とは、農地等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。）において、農業者によって日常的に反復継続して行われる軽易な行為をいい、具体的には、耕起、収穫等を想定している。なお、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業のように通常の土木工事と同視することができるものは、同号に該当しない。

イ．非常災害のために必要な応急措置として行う行為

緊急を要し、やむを得ない行為であることから、適用除外とした（法第4条第1項第2号）。

② 届出義務者

当該届出の義務を負う者は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる。

③ 届出の際の添付図面及び書類

当該届出の際に、届出書に添えて、ア．土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面及びイ．土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書を提出しなければならないこととした（規則第23条第2項）。

このうち、アの「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面」とは、土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていることを要する。

また、イについては、土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類（所有者であることを証するのであれば、登記事項証明書及び公図の写し）が想定される。

④ 届出義務の履行期限

届出は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに行わなければならない。ここにいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為を含まない。

(3) 調査の対象となる土地

前述のとおり、盛土は、それが行われる土地が汚染されていたとしても、これにより当該土地の汚染を拡散させるリスクがないことから、法第4条第2項の調査の命令の対象となる土地は、法第4条第1項の届出に係る土地の形質の変更が行われる土地のうちいわゆる掘削部分であって、同項の当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当する土地であることとした（法第4条第2項）。

「当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準」は、具体的には、以下のとおりである（規則第26条各号）。

土地の形質の変更をしようとする者が、当該土地がこの基準に該当するかどうかを照会した場合には、法第61条第1項の規定により、特定有害物質による汚染の状況に関する情報を提供することが望ましい。

① 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地

土壌の特定有害物質による汚染の状況を調査した結果、規則が定める測定方法によりその汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが判明した土地の区域をいう。

② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等があったことを客観的に示す行政手続の例については、「特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下への浸透等の履歴を確認する際に参考になり得ると考えられる行政手続の例について」（平成22年3月30日付け環境省水・大気環境局土壌環境課事務連絡）により、別途通知しているため、当該事務連絡を参照されたい。

③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地

「製造し、使用し、又は処理する」は、法第3条第1項の「製造し、使用し、又は処理する」と同様の意味であるが、これにより③に該当しないこととされた土地であっても、②又は④に該当する土地である可能性はあるので、留意されたい。

特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設及びそれを設置している建物、当該施設と繋がっている配管、当該施設と配管で繋がっている施設及びその建物、当該施設及びその関連施設の排水管及び排水処理施設、特定有害物質を使用等する作業場等が存在し、又は存在した土地の区域が該当する。

なお、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等があったことを客観的に示す行政手続の例については、②の事務連絡を参照されたい。

- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（特定有害物質を含む液体への地下への浸透の防止のための措置であって環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地

特定有害物質の保管倉庫等が存在し、又は存在した土地の区域が該当する。なお、ここにいう「貯蔵」又は「保管」は、容器により密閉した状態のままでなされる貯蔵又は保管を含めず、その場で開封して、特定有害物質を含む内容物の出し入れを行うことが前提となる貯蔵又は保管が該当する。具体的には、ガソリンスタンド等の敷地である土地又は敷地であった土地が想定される。

また、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をタンク、ドラム缶その他の容器に入れて屋外にこれを置く方法により行われる貯蔵又は保管は、密閉した状態のままで行われるものであっても、ここにいう「貯蔵」、「保管」に該当するものと解することとする。

特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置であって環境大臣が定めるものについては、今後の知見の集積を踏まえ、定められることとなる。

- ⑤ ②から④までに掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地

例えば、鉱山の敷地であった土地であって、鉱業権の消滅後5年を経過し、かつ、鉱山保安法第39条第1項の命令に基づき土壤の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がなされていないものが該当する。

また、人為的原因を確認することができない土壤汚染であって、地質的に同質な状態で広く存在する土壤汚染地（第二種特定有害物質に係るものに限る。）については、専らいわゆる自然由来の土壤汚染であると考えられるところ、実際に測定を行ってその汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明したものであれば①に該当することとなるが、当該測定によりその汚染状態が判明した土地の区域の近傍の土地等は、⑤に該当するものと解することが可能であると考えられる。なお、「近傍の土地等」の該当性判断については、

「自然的原因による土壤汚染に係る法第4条第2項の調査命令発動要件について」（平成23年2月25日付け環水大土発第110225001号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）により、別途通知しているため、当該通知を参照されたい。

(4) 命令の手続

法第4条第2項の調査命令は、調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由並びに調査報告期限を記載した書面により行うこととした（規則第27条）。また、土地の所有者等の義務が必要以上に過重なものとならないよう、土壤及び地下水の調査結果、地歴調査の実施に有用な情報を有する場合には、土地の所有者等に通知することとされたい。

調査の対象となる土地の場所は、(2)にあるとおり、法第4条第1項の届出に係

る土地の形質の変更が行われる土地のうちいわゆる掘削部分であって、同項の当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当する土地の範囲である。

調査の対象となる特定有害物質の種類については、調査の対象となる土地の場所における(3)①から⑤までの基準からみて土壤汚染のおそれがあると考えられる特定有害物質の種類である。

当該基準に該当しているとして命令を発出するに当たっては、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透したことや、特定有害物質の使用等があったことの期間や時期、含まれていた量を踏まえ、当該土地が特定有害物質によって汚染されていることの蓋然性を判断した上で、当該命令の発出の可否を判断することとされたい。

命令の発出は、当該土地の形質の変更が着手された後では汚染の拡散のリスクが生じることから、着手予定日以前に行う必要があるが、被命令者に配慮し、命令発出の可否を速やかに判断することが望ましい。また、土地の形質の変更が行われることにより土壤汚染状況調査の適正な実施に支障が生じ、命令を履行することができなくなる可能性があることから、土壤汚染状況調査の結果報告が終了するまでの間、土地の形質の変更を行うことのないよう指導されたい。

なお、開発許可又は工事許可の対象となる土地について調査命令を行う場合には、必要に応じ、これらの担当部局との連絡調整に努めることとされたい。

調査報告期限については、調査の障害となる構造物のない更地の場合は命令から120日程度を目安とし、土地の所有者等の事情その他の調査に要する期間に影響を与える状況を勘案して設定されたい。なお、調査業務についての入札や行政機関による予算支出などの手続に一定の期間を要すること、緊急事態等のため早急に調査を行うことが困難であることも、勘案すべき状況に含まれる。

この命令は不利益処分であることから、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、命令を行うこととした理由を示すとともに、聴聞又は弁明の機会の付与を行って命令の内容について異議を主張する機会を与え、その者の意見や事情を十分に考慮することが必要である。

また、命令については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、都道府県知事に対して異議申し立てができることに留意されたい。

なお、調査の命令を行うに当たっては、被命令者に対する風評被害、事業活動への著しい支障や必要最低限の日常生活への支障を極力回避するよう配慮することとされたい。

(5) 地歴調査により汚染のおそれがあることが判明した特定有害物質の種類と試料採取等対象物質との関係

規則第27条により調査の対象とすることとされた特定有害物質の種類のほか、地歴調査により汚染のおそれがあることが判明した特定有害物質の種類がある場合において、後者を試料採取等対象物質とすることなく、土壤汚染状況調査の結果を報告したときは、都道府県知事は、後者について、改めて法第4条第2項の命令を

発出する必要がある。

(6) 法第3条第1項の調査との関係

有害物質使用特定施設の使用が廃止されると同時にその敷地内において3000平方メートル以上の土地の形質の変更が行われる場合には、法第3条第1項の調査義務と法第4条第1項の届出義務が生ずるとともに、法第4条第2項の調査命令を発出することができる基準に該当するものと考えられるが、法第3条第1項の調査義務が履行されるならば、あえて、法第4条第2項の命令を発出する必要はない。

また、法第3条第1項ただし書の確認に係る土地において3000平方メートル以上の土地の形質の変更が行われる場合には、当該確認により同項の調査義務が一時的に免除されていることにかかわらず、法第4条第2項の命令の発出の可否が検討されるべきであることは、当然である。

3. 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査

(1) 趣旨

土壌汚染が存在する蓋然性が高い土地であって、かつ、汚染があるとすればそれが人に摂取される可能性がある土地については、人の健康に係る被害が生ずるおそれがあることから、土壌汚染の状況を調査し、汚染の除去等の措置を実施する必要性が高い。

したがって、都道府県知事は、旧法同様、そのような土地について、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることとする（法第5条第1項）。

(2) 調査の対象となる土地の基準

調査の命令の対象となる土地は、当該土地において土壌汚染が存在する蓋然性が相当程度高く、かつ、基準不適合土壌に対する人の暴露の可能性があることを要することとする（令第3条第1号）。

また、既に汚染の除去等の措置が講じられている土地、鉱山の敷地等については、調査の命令の対象とならないこととする（令第3条第2号）。

ある土地がこの基準に該当するかどうかその他の調査の命令に係る都道府県知事の判断の基礎となる情報については、必要に応じ情報提供を行うことが望ましく、土地の所有者等その他の情報を必要とする者がいる場合はその求めに応じて速やかに、当該基準に該当するかどうか及びその理由並びに当該基準に該当する場合は調査の対象となる土地の範囲、特定有害物質の種類及びそれらの理由を回答することが望ましい。

① 土壌汚染の蓋然性が高く、かつ、人の暴露の可能性があること

「土壌汚染の蓋然性が高い」とは、原則として、その土地で土壌汚染が明らかとなっているか、又は近隣で地下水汚染若しくは土壌汚染が明らかとなり、かつ、汚染状況や土地の履歴等からみて当該近隣の汚染の原因がその土地にあると認め

られる場合が該当する。

例えば、単に有害物質使用特定施設が設置されていた土地であること等の土地の履歴のみをもって、「土壤汚染の蓋然性が高い」と判断されることはない。

なお、土地の履歴については、都市計画法に基づく開発許可担当部局又は宅地造成等規制法に基づく工事許可担当部局が情報を有していることがあることから、必要に応じ、これらの部局との連携をとることとされたい。また、土地の履歴から土壤汚染のおそれを判断するに当たっては、消防法（昭和23年法律第186号）第14条の3の2の規定に基づく定期点検等の法定点検が行われ、土壤汚染の発生の防止が図られている場合には、当該定期点検の結果等を必要に応じ考慮に入れて判断することとされたい。

また、廃棄物最終処分場の跡地が埋立等の終了の後も引き続き一般環境から区別されている場合等であれば、それが適切に管理されている限りにおいて、特定有害物質を含んでいたとしても人が摂取する可能性はないと考えられることから、調査の命令の対象とはならない。なお、非鉄製錬業や鉄鋼業の製錬・製鋼プロセスで副生成物として得られるスラグ等や石炭火力発電に伴い排出される石炭灰等が土木用・道路用資材等として用いられ、かつ、周辺土壌と区別して用いられている場合は、そもそも土壌とはみなされない。

「人の暴露の可能性がある」の判断基準は、土壤汚染の種類（地下水を経由した摂取によるリスクの観点からのものか、土壌を直接摂取するリスクの観点からのものか）及び蓋然性ごとに異なり、具体的にはアからウまでのとおりである。

ア．地下水経由の観点からの土壤汚染が明らかな場合

(イ) 考え方

地下水経由の観点からの土壤汚染が明らかとなっている土地については、当該土壤汚染に起因して現に地下水汚染が生じ、又は生ずることが確実であり、かつ、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合に、調査の命令の対象となる（令第3条第1号イ）。

「地下水経由の観点からの土壤汚染」とは、土壤溶出量基準に適合しない土壤汚染である（規則第28条第1項）。

「土壤汚染が明らか」とは、事業者等による調査結果において土壤汚染が判明し、当該結果が都道府県に報告された場合等が該当するものであり、種々の不確かな情報のみをもって「土壤汚染が明らか」とは判断できない。

「地下水汚染」とは、地下水が規則第7条第1項の基準（地下水基準）に適合しないことである（規則第29条）。

「現に地下水汚染が生じ」とは、都道府県による地下水の常時監視等の結果において、地下水汚染が判明している場合である。

「地下水汚染が生ずることが確実であると認められ」とは、原則として都道府県が行う定期的な地下水モニタリング（測定回数は3回以上、期間は2年以上）の結果、濃度レベルが増加傾向にあり、このまま一様に増加するとすれば、次のモニタリングの機会には地下水基準に適合しなくなると考え

られる場合である。なお、直近のモニタリング結果における濃度レベルの目安は、地下水基準の概ね0.9倍程度を超過していることであり、これを参考に判断することとされたい。

(ロ) 周辺の地下水の利用状況等に係る要件

(イ)の「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」とは、地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、当該地下水が人の飲用利用に供されている等、規則第30条各号に掲げる地点があることである（規則第30条）。

同条各号の内容は、水質汚濁防止法第14条の3の地下水の水質の浄化に係る措置命令（以下「浄化措置命令」という。）を発する際の要件に関する、水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第9条の3第2項各号に定めるものと基本的に同じである。したがって、その考え方については、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」

（平成8年10月1日付け環水管第275号、環水規第319号環境事務次官通達）第2の「1 措置命令」の項を参照されたい。

なお、浄化措置命令の場合には、水質汚濁防止法施行規則第9条の3第2項各号に定める地点において同項に定める浄化基準を超過する必要があるが、本法の場合には、規則第30条各号に掲げる地点が地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域内に存在すれば、必ずしも地下水基準を超過している必要がないことに留意されたい。

「地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」とは、特定有害物質を含む地下水が到達し得る範囲を指し、特定有害物質の種類により、また、その場所における地下水の流向・流速等に関する諸条件により大きく異なるものである。

地下水汚染が到達する具体的な距離については、地層等の条件により大きく異なるため個々の事例ごとに地下水の流向・流速等や地下水質の測定結果に基づき設定されることが望ましい。それが困難な場合には、一般的な地下水の実流速の下では以下の一般値の長さまで地下水汚染が到達すると考えられることから、これを参考にして判断することとされたい。

特定有害物質の種類	一般値（m）
第一種特定有害物質	概ね 1,000
六価クロム	概ね 500
砒素、ふっ素及びほう素	概ね 250
シアン、カドミウム、鉛、水銀及びセレン並びに第三種特定有害物質	概ね 80

また、地下水汚染の到達する可能性が高い範囲に関する距離以外の条件と

しては、原則として不圧地下水の主流動方向の左右それぞれ90度（全体で180度（当該地域が一定の勾配を持つこと等から地下水の主流動方向が大きく変化することがないと認められる場合には、左右それぞれ60度（全体で120度）））の範囲であること、水理基盤となる山地等及び一定条件を満たした河川等を越えないことが挙げられる。

イ．地下水経由の観点からの土壤汚染のおそれがある場合

地下水経由の観点からの土壤汚染のおそれがある土地については、当該土壤汚染に起因して現に地下水汚染が生じ、かつ、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合に、調査の命令の対象となる（令第3条第1号ロ）。

「地下水経由の観点からの土壤汚染」、「現に地下水汚染が生じ」及び「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」については、アと同じである。

「土壤汚染のおそれがある土地」については、都道府県において地下水の調査等を行い、地下水の流動や土地の履歴等からみて当該地下水汚染の原因と推定される土壤汚染の存在する蓋然性が高い土地が該当するものである。

ウ．直接摂取の観点からの土壤汚染が明らかか、又はそのおそれがある場合

直接摂取の観点からの土壤汚染が明らかか、又はそのおそれがある土地については、当該土地が人が立ち入ることができる状態となっている場合に、調査の命令の対象となる（令第3条第1号ハ）。

「直接摂取の観点からの土壤汚染」とは、土壤含有量基準に適合しない土壤汚染である（規則第28条第2項）。

「土壤汚染が明らか」については、土壤汚染の基準の観点が異なるほかは、ア(イ)と同様である。なお、令においては、「土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合せず」と規定されている。

「土壤汚染のおそれがある土地」については、隣地で土壤汚染が判明し、かつ、当該土地と隣地とが工場の一連の敷地であり、又は土壤汚染の状況からみて隣地と連続する土壤汚染が存在することが明白である等、土壤汚染の存在する蓋然性が高い土地が該当するものである。

「当該土地が人が立ち入ることができる状態」には、火山の火口内等の特殊な土地や、関係者以外の者の立入りを制限している工場・事業場の敷地以外の土地のすべてが該当することとなる。

② 調査の命令の対象とならない土地でないこと

ア．汚染の除去等の措置が講じられている土地でないこと

法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられている土地は、調査の命令の対象とはならないこととする（令第3条第2号イ）。

例えば、地面が適切に舗装又は覆土されている土地は、地下水を経由した健康被害のおそれがある場合を除き、調査の命令の対象とならないこととなる。

「措置が講じられている」とは、措置を自主的に行った場合のほか、措置と

してではなく行った舗装等の行為により結果的に法第7条第6項の技術的基準に適合することとなった場合を含む。

また、措置の実施中や計画中の場合も含まれるが、これは、調査命令の必要性を判断する端緒となった時点で実施中又は計画中であることを要し、例えば、調査命令が発出される可能性があることを知った後に措置を実施又は計画した場合は含まれない。

なお、旧法施行前に自主的に行われた措置については、都道府県と協議の上、調査・対策指針に則って講じたものであれば、基本的に、法第7条第6項の技術的基準に適合するものと認められる。

また、法第7条第6項の技術的基準においては、一定の基準に従い廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、港湾管理者が管理するものについては、措置が講じられているものとみなす旨の規定（規則第41条）があるため、そのような土地は調査命令の対象とならない。

さらに、鉱山保安法第39条第1項の命令を受け、土壤汚染による鉱害を防止するための必要な設備が講じられている土地についても、法第7条第6項の技術的基準に適合する措置が講じられていると考えることができ、調査の命令の対象とはならない。

イ．操業中の鉱山及びその附属施設の敷地等でないこと

操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等の敷地については、調査の命令の対象とはならないこととする（令第3条第2号ロ）。

調査の対象とならないことについての考え方、「鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等」の「等」の内容については、法第3条第1項の調査に関する1(4)②イ(ハ)と同様である。

なお、このような土地について、鉱業の実施以外の理由により土壤汚染が生じている場合には、当該土壤汚染の調査が鉱山保安法に基づき行われることはないことから、調査の命令の対象となるものである。

(3) 命令の手続

法第5条第1項の調査命令は、調査の対象となる土地の範囲、特定有害物質の種類、報告期限を記載した書面により行うこととする（令第4条第1項）。また、土地の所有者等の義務が必要以上に過重なものとならないよう、土壤及び地下水の調査結果、地歴調査の実施に有用な情報を有する場合には、土地の所有者等に通知することとされたい。

調査の対象となる土地の範囲及び特定有害物質の種類については、「土壤汚染が明らか」な場合には、土壤汚染が判明している区域を対象に、土壤汚染が判明している特定有害物質についてのみ命令が行え、また、「土壤汚染のおそれがある」場合には、土壤汚染の蓋然性が相当程度に高い区域として一定の根拠を示し得る程度に絞り込まれた区域を対象に、その疑いがある特定有害物質についてのみ命令が行

えるものである。

調査報告期限並びに行政手続法及び行政不服審査法の適用については、法第4条第2項の調査の命令と同様であり、2(4)を参照されたい。

また、調査の命令を行うに当たっては、2(4)と同様、被命令者に対する風評被害、事業活動への著しい支障や必要最低限の日常生活への支障を極力回避するよう配慮することとされたい。

(4) 都道府県知事による調査の実施等

都道府県知事は、過失がなく調査を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該調査を自ら行うことができることとした（法第5条第2項）。

「調査を命ずべき者を確知することができず」とは、調査の命令を発出すべき土地について、所有権の帰属に争いがあるために土地の所有者を確定できないといった特殊な場合のみが該当するものである。

したがって、調査の命令を受けた土地の所有者等が調査を実施しない場合であって、必要なときには、この規定により都道府県が調査を行うのではなく、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づく代執行を行うべきものである。

「その者の負担」とは、土地の所有者等の負担を意味する。

第4 区域の指定等

旧法においては、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれの有無にかかわらず、一定の基準に適合しない汚染状態にある土地を一律に指定区域に指定していたが、改正後は、当該一定の基準に適合しない汚染状態にあることに加え、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には要措置区域に、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるとはいえない場合には形質変更時要届出区域に、それぞれ区分して指定するとともに、前者については、都道府県知事が健康被害の防止のために必要な措置を指示することとした。

1. 要措置区域

(1) 趣旨

都道府県知事は、法第3条第1項、第4条第2項及び第5条に基づく土壤汚染状況調査の結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が(2)の基準に適合せず、かつ、(3)に該当すると認める場合には、当該土地の区域を要措置区域として指定し、その旨を公示することとした（法第6条第1項及び第2項）。

また、汚染の除去等の措置により、要措置区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなると認めるときは、当該土地について要措置区域の指定を解除し、その旨を公示することとした（法第6条第4項及び第5項）。

要措置区域の指定及び解除は、公示によってその効力を生ずる（法第6条第3項）ことから、公示は、土壤汚染状況調査の結果の報告や汚染の除去等の措置を終了した旨の報告を受け、それを確認した後速やかに行うこととされたい。

なお、開発許可又は工事許可の対象となる土地について要措置区域の指定を行う場合には、必要に応じ、これらの担当部局との連絡調整に努めることとされたい。

(2) 要措置区域の指定基準（汚染状態に関する基準）

要措置区域の指定基準のうち汚染状態に関する基準（法第6条第1項第1号）として、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準が定められている（規則第31条第1項及び第2項並びに別表第3及び別表第4）。

土壌溶出量基準は26種のすべての特定有害物質について、土壌含有量基準は第二種特定有害物質9物質について、それぞれ定められている。なお、土壌溶出量基準は、現行の土壌環境基準のうち溶出量に係るものと同じ数値となっている。

(3) 要措置区域の指定基準（健康被害が生ずるおそれに関する基準）

要措置区域の指定基準のうち健康被害が生ずるおそれに関する基準（法第6条第1項第2号）は、基準不適合土壌に対する人の暴露の可能性があることを要し、かつ、汚染の除去等の措置が講じられていないこととした（令第5条第1号及び第2号）。これらは、旧法第7条第1項又は第2項の措置命令の対象となる土地の基準と同様である。

① 人の暴露の可能性があること

「人の暴露の可能性がある」の判断基準は、土壌汚染の種類（地下水を経由した摂取によるリスクの観点からのものか、土壌を直接摂取するリスクの観点からのものか）により異なり、具体的にはア又はイのとおりである。

ア．地下水経由の観点からの土壌汚染がある場合

地下水経由の観点からの土壌汚染がある土地については、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合に、「人の暴露の可能性がある」と判断されることとなる（令第5条第1号イ）。

「地下水経由の観点からの土壌汚染」及び「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」については、法第5条第1項の調査の命令と同様であり、第3の3(2)①アを参照されたい。

「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」については、規則第30条に規定したとおりであるが、このうち、同条第1号に関しては、行政保有情報、近隣住民用のための回覧板、戸別訪問等により、第3の3(2)①ア(ロ)の「地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」内に飲用井戸が存在しないことを確認し、かつ、当該区域において上水道が敷設されている場合等、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められない場合には、同号に係る要件を満たさないものとし、さらに、同条第2号から第4号までに係る要件を満たさないことをもって、形質変更時要届出区域に指定して差し支えないこととする。なお、この場合において、飲用井戸の存在確認のための調査に協力しない者が区域の指定後に飲用井戸の存

在を申し立てた場合であっても、当該形質変更時要届出区域の指定を解除し、要措置区域に指定することは要しないこととして運用されたい。

また、いわゆる自然由来のみの土壤汚染については、地質的に同質な状態で汚染が広がっていることから、一定の区画のみを封じ込めたとしてもその効果の発現を期待することができないのが通常の場合であると考えられる。

このため、かかる土壤汚染地のうち土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、その周辺の土地に飲用井戸が存在する場合には、当該周辺の土地において上水道の敷設や利水地点における対策等浄化のための適切な措置を講ずるなどしたときは「人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準」（法第6条第1項第2号）に該当しないものとみなし、形質変更時要届出区域に指定するよう取り扱われたい。

イ. 直接摂取の観点からの土壤汚染がある場合

直接摂取の観点からの土壤汚染がある土地については、当該土地が人が立ち入ることができる状態となっている場合に、「人の暴露の可能性がある」と判断されることとなる（令第5条第1号ロ）。

「直接摂取の観点からの土壤汚染」及び「当該土地が人が立ち入ることができる状態」については、法第5条第1項の調査の命令と同様であり、第3の3(2)①ウを参照されたい。

② 汚染の除去等の措置が講じられている土地でないこと

法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられている土地は、要措置区域に指定されないこととした（令第5条第2号）。

「措置が講じられている」については、法第5条第1項の調査の場合と異なり、都道府県知事が要措置区域に指定しようとする時点で、措置が完了していることを要することとする。

(4) 要措置区域の指定の公示

要措置区域の公示は、土壤汚染状況調査の結果の報告を受け、指定をする旨、要措置区域、(2)の基準に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置（(6)③において後述）を明示して、都道府県の公報に掲載して行うこととした（規則第32条）。この指定は、公示することにより効力を生ずる（法第6条第3項）。

要措置区域の明示については、①市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番、②一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向、③平面図のいずれかによることとした。

これについては、①を基本とし、地番が不明確である場合に②によることとされたい。また、一の地番の土地の一部を指定する場合には、①により「…の地番の一部」と記載し、又は③により平面図を用いて明示することとなる。

(5) 要措置区域の指定の解除

要措置区域の解除は、汚染の除去等の措置により要措置区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなつたと認める際に、行うこととする。解除の効力発生要件が公示であること及び公示の方法については、(4)と同様である（法第6条第5項において準用する同条第2項及び第3項）。

「汚染の除去等の措置により要措置区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなつたと認める」には、土壤汚染の除去（(6)④イ(ホ)において後述）により要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を(2)の基準に適合させることにより、当然に、(3)の基準にも該当しないこととなる場合と、土壤汚染の除去以外の汚染の除去等の措置により、(2)の基準に適合しない汚染土壌は残存するものの、①土壤中の特定有害物質が溶出した地下水等の飲用摂取又は②特定有害物質を含む土壌の直接摂取の経路を遮断し、(3)の基準に該当しないこととなる場合がある。

後者の場合には、当該要措置区域について、その指定を解除するとともに、形質変更時要届出区域に指定する必要があるので留意されたい。

また、第3の1(6)⑬アからウまで、オ及びカにより、土壤汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略して要措置区域に指定された土地について、その指定を解除する場合には、当該省略した調査の過程をあらためて実施し、土壌の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画については汚染の除去等の措置を行う必要がある。

なお、六価クロムについては、これを三価クロムに還元する方法による措置も考えられ、これは「不溶化」に該当、当該措置を実施した場合には、要措置区域の指定を解除するとともに、形質変更時要届出区域に指定することが妥当である。

(6) 汚染の除去等の措置

① 趣旨

都道府県知事は、要措置区域の指定をしたときは、当該要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該措置を講ずべきことを指示することとした（法第7条第1項本文）。

ただし、土地の所有者等以外の汚染原因者が明らかな場合であつて、当該汚染原因者に措置を講じさせることが相当と認められ、かつ、講じさせることにつき土地の所有者等に異議がないときは、当該汚染原因者に指示をすることとした（法第7条第1項ただし書。⑤参照）。これは、土地の所有者等が指示を受けて措置に着手した後の場合も同様であり、措置の着手後に汚染原因者が判明した場合には、当該指示を取り消し、あらためて、汚染原因者に対し、指示がなされるべきものである。

「汚染原因者に措置を講じさせることが相当」でない場合とは、法第8条において汚染原因者に費用を請求できない場合として規定されている「既に費用を負担し、又は負担したものとみなされる」場合（(7)において後述）、汚染原因者

に費用負担能力が全くない場合、土地の所有者等が措置を実施する旨の合意があった場合又は合意があったとみなされる場合等である。これについては、個々の事例ごとに、汚染原因者の費用負担能力、土地の売却時の契約の内容等を勘案して、判断することとされたい。

なお、汚染原因者の一部のみが明らかな場合には、当該明らかとなった一部の汚染原因者以外の原因による土壤汚染については、土地の所有者等の指示を受けるべき地位は失われないこととなる。

この指示が、土地の所有者等であって、汚染原因者でなく、かつ、措置の費用負担能力に関する一定の基準に該当するものに対して行われる場合には、一定の支援が行われることが適当であり、都道府県のこのような者に対する助成について、指定支援法人からの助成金の交付が行われる（第7において後述）。

また、汚染原因者に費用負担能力がないために土地の所有者等が措置を講じたときを含め、汚染の除去等の措置の実施者に対しては、国は資金のあつせんその他の支援措置（租税特別措置等）を講じているところである。

② 指示の手続

都道府県知事は、汚染の除去等の措置の指示をするときは、講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由並びに汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限を示すこととした（法第7条第2項、規則第35条）。

ここにいう「汚染の除去等の措置を講ずべき期限」については、措置を講ずべき土地の面積、土壤汚染の状況、措置の内容、措置の実施者の費用負担能力、技術的能力等を勘案した上で、措置が確実にかつできるだけ早期に実施されるよう設定することとされたい。なお、後述する地下水の水質の測定については、終期を定めることができないため、措置の着手の期限を定めることとされたい。また、措置の内容が汚染土壤の掘削による除去又は区域外土壤入換えである場合には、掘削した汚染土壤の要措置区域外への搬出を伴うため、当該土壤の処理が適正に行われたことについて措置の実施者が確認を行う時間を要することを踏まえ、措置の実施期限を設定する必要があることに留意されたい。

また、開発許可又は工事許可の対象となる土地について指示を行う場合には、必要に応じ、これらの担当部局との連絡調整に努めることとされたい。

③ 指示措置等の実施義務及び措置命令

②の手続を経て指示を受けた者は、当該指示において示された講ずべき汚染の除去等の措置（「指示措置」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置（指示措置と併せて「指示措置等」という。）を、当該指示において示された期限までに講ずべき義務を負い（法第7条第3項）、都道府県知事は、この義務を履行していないと認めるときは、当該指示措置等を講ずべきことを命ずることができることとした（法第7条第4項）。

旧法第7条第1項又は第2項の措置命令と異なり、指示措置の内容は、土地の所有者等及び汚染原因者の主観にかかわらず、専ら土地の汚染状態及び土地の用

途のみによって客観的に定められることとした（規則第36条、第39条及び別表第5）。具体的には、健康被害の防止のために必要十分な措置として規則別表第5の中欄に定める措置を指示することとした。

法第7条第4項の措置命令は、相当の履行期限を定め、書面により行うこととした（規則第37条）。ここにいう履行期限の考え方は、②の「汚染の除去等の措置を講ずべき期限」と同様であり、開発許可又は工事許可の対象となる土地について命令を行う場合において、必要に応じ、担当部局との連絡調整に努めることとされたいことも、②と同様である。

行政手続法及び行政不服審査法の適用については、法第4条第2項の調査の命令と同様であり、第3の2(4)を参照されたい。

④ 指示措置等に関する技術的基準

ア. 指示措置の内容

汚染の除去等の措置については、技術的には複数の内容の措置が適用可能な場面が多いが、旧法第7条第1項又は第2項の措置命令と異なり、指示措置の内容は、土地の所有者等及び汚染原因者の主観にかかわらず、専ら土地の汚染状態及び土地の用途のみによって客観的に定められることとしたのは、前述のとおりである（③参照）。

また、以下に述べるとおり、土壤汚染の除去が指示措置とされるのは土地の用途からみた限定的な場合のみとしており、土壤汚染の除去、とりわけ、掘削除去は、汚染の拡散のリスクを防止する観点から、できるかぎり抑制的に取り扱うこととしたところである。

土壤汚染の状態ごとの講ずべき措置の内容は、次のとおりである。

(イ) 地下水経由の観点からの土壤汚染がある場合

i) 地下水汚染が生じていない場合

地下水経由の観点からの土壤汚染がある場合であって、当該土壤汚染に起因する地下水汚染が生じていないときは、地下水の水質の測定を指示措置とすることとした（規則別表第5の1の項）。

ii) 地下水汚染が生じている場合

地下水経由の観点からの土壤汚染がある場合であって、当該土壤汚染に起因する地下水汚染が生じているときは、特定有害物質の種類ごとに土壤溶出量基準の3倍から30倍までの溶出量をもって定められている第二溶出量基準（規則別表第2）に適合するものであるかどうかによって、指示措置の内容を定めることとする（規則別表第5の2の項から6の項まで）。

各物質の種類ごとの講ずべき措置の選択の方法については、以下のとおりである。

- ・ 第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）

指示措置は、原位置封じ込め又は遮水工封じ込めとした（規則別表第5の2の項）。

なお、第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを講ずる場合には、あらかじめ、汚染状態を第二溶出量基準に適合させることを要することに留意されたい。

- ・ 第二種特定有害物質（重金属等）

第一種特定有害物質の場合と同様である（規則別表第5の3の項及び4の項）。

- ・ 第三種特定有害物質（農薬等）

指示措置は、第二溶出量基準に適合しない場合は遮断工封じ込め、第二溶出量基準に適合し、かつ、土壌溶出量基準に適合しない場合は原位置封じ込め又は遮水工封じ込めとする（規則別表第5の5の項及び6の項）。

措置の技術的な適用可能性については、以下の表のとおりである。

	第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）		第二種特定有害物質（重金属等）		第三種特定有害物質（農薬等）	
	基準適合 ※	基準不適合※	基準適合 ※	基準不適合※	基準適合 ※	基準不適合※
原位置封じ込め	○	○(※※)	○	○(※※)	○	×
遮水工封じ込め	○	○(※※)	○	○(※※)	○	×
地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○
土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○
遮断工封じ込め	×	×	○	○	○	○
不溶化	×	×	○	×	×	×

(※) 「基準適合」「基準不適合」は、第二溶出量基準に適合するかどうかを意味する。

(※※) 汚染土壌の汚染状態を第二溶出量基準に適合させた上で、原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを行うことが必要。

(ロ) 直接摂取の観点からの土壌汚染がある場合

原則とする措置は、盛土とする（規則別表第5の9の項）。ただし、主として居住の用に供されている建築物の専ら居住の用に供されている場所が盛土をすることで日常の居住の用に著しい支障を生じる場合には土壌入換えとした（規則別表第5の8の項）。また、特別な場合には、土壌汚染の除去が命じられる（規則別表第5の7の項）。

「主として居住の用に供されている建築物」とは、建築物のほとんどが居住の用に供されている建物である。例えば、マンションについては、1階等のごく一部が居住の用ではなく商店等の用に供されているものを含む。

「専ら居住の用に供されている場所」は、マンションの敷地については、その1階が事業用である部分は該当せず、専ら居住用である部分は該当し、居住兼事業用である部分は個別事例ごとに検討することとなる。

「特別な場合」とは、その土地が「乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であつて土地の形質の変更が頻繁に行われることにより土壌入換え若しくは盛土の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められるもの」である場合である（規則別表第5の7の項）。

これは、前者については、土壌の摂食量の多い乳幼児が意図的に穴を掘ったりすること等を通じて土壌に直接接触することとなる砂遊び又は土遊びを目的としていることから、土壌を摂取する可能性が最も高い土地利用であり、土地の所有者等が土壌入換え又は盛土の効果等を常に確実に維持・管理していくことは容易でないと考えられるためである。

また、後者については、2～3年に1回程度以上の頻度で軽微ではない土地の形質の変更が行われ、それにより土壌入換え又は盛土の効果に影響を与える可能性がある場合には、それらの措置の効果の確実な維持・管理は技術的に困難と考えられるためである。

「特別な場合」の解釈は上記の趣旨を踏まえて行うこととし、「特別な場合」に該当することを理由として土壌汚染の除去を命ずることは、限定的に運用することとされたい。

イ. 指示措置等の実施方法の具体的内容

指示措置等の実施方法の具体的内容については、規則第40条及び別表第6に定めたとおりであり、その規定のほか、以下の点に留意されたい。

また、これらの措置の実施に伴い、汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出（以下「飛散等」という。）が起こらないよう、飛散等の防止のための覆いの使用等、特定有害物質の性質及び実施する措置の内容に応じて適切な措置が講じられる必要があることに留意されたい（規則別表第6備考）。

(イ) 地下水の水質の測定

地下水の水質の測定（地下水モニタリング）は、地下水汚染が生じないことを確認するものであることから、措置の期限は定められない。

また、測定結果については、土地の所有者等に対し、都道府県知事への報告を義務付けた。この報告により、特定有害物質による地下水汚染が確認された場合には、④ア(i) ii)の地下水汚染が生じている場合の汚染の除去等の措置を速やかに指示することとされたい。

(ロ) 原位置封じ込め

原位置封じ込め措置は第二溶出量基準以下の基準不適合土壌について適用できることとしており、第二溶出量基準を超える基準不適合土壌に本措置を適用する場合には、第二溶出量基準に適合させる必要がある。

鋼矢板その他の遮水壁により囲んだ範囲の上部は、厚さ10センチメートル以上のコンクリート又は厚さ3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこととしているが、これは、当該範囲の上面から雨水が浸透しないようにするためであり、十分な遮水効力及び措置実施後の上部の利用用途により破損しないような十分な強度を保つよう、必要に応じて覆いの厚さを増すことや路盤材により補強することが必要である。

遮水壁の内部に水の浸入がないことを確認するのも、上部の遮水効果が十分かどうかを確認するためのものである。

さらに、上部の利用用途によりコンクリート又はアスファルトの覆いの上面をさらに覆土する必要がある。

措置が適正に行われたことについては、措置の実施により2年間地下水汚染が生じていない状態にあることを確認されたい。

(ハ) 遮水工封じ込め

遮水工封じ込め措置は第二溶出量基準以下の基準不適合土壌について適用できることとしており、第二溶出量基準を超える基準不適合土壌に本措置を適用する場合には、第二溶出量基準に適合させる必要がある。

遮水工の上部は十分な遮水効力及び措置実施後の上部の利用用途により破損しないような十分な強度を保つ覆いを施し、また、上部の利用用途によりさらに覆土する必要があることについては、原位置封じ込めと同じである。

措置が適正に行われたことについては、措置の実施により2年間地下水汚染が生じていない状態にあることを確認されたい。

(二) 地下水汚染の拡大の防止

i) 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止

揚水施設は、地下水の流向、流速等流動の状況及び地下水中の特定有害物質の濃度を勘案し、地下水汚染の拡大を適確に防止することができると認められる地点を設定し、設置することとなる。地下水汚染の拡大により当該要措置区域外に土壌汚染が拡散することは望ましくないことを踏まえれば、揚水施設は、当該要措置区域内に設置することが検討されるべきであるが、拡大防止機能の向上、設置費用の低減化等の理由により、当該要措置区域外に揚水施設を設置することが効率的であると考えられる場合には、当該要措置区域の存する土地のうち当該要措置区域外の区域に設置することも可能である。この場合、当該要措置区域外の区域に土壌汚染が拡散することも考えられることから、必要に応じ、土壌汚染の拡散が見込ま

れる土地の区域について、法第14条により、指定の申請を行うことが考えられる。なお、揚水した地下水については、当該地下水に含まれる特定有害物質を除去することになるが、当該地下水の水質が排水基準又は排除基準に適合している場合には、当該地下水を直接公共用水域に排出又は下水道に排除しても差し支えない。

また、揚水施設が所期の効果を発現していることを確認するため、地下水の流動の状況を踏まえ地下水汚染が拡大することが見込まれる範囲であって、当該揚水施設が設置されていた地点からみて地下水の下流方向にある当該要措置区域の周縁に観測井を設置し、地下水汚染が拡大していないことを確認することとなる。地下水の流動状況が不明である場合には、当該要措置区域の四方に観測井を設置することとなる。

地下水の測定の結果を都道府県知事に報告することまでが措置の内容となっていることから、報告がない場合には、措置が適切に講じられていないものと解して差し支えない。

ii) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止

透過性地下水浄化壁の設置場所及びその効果発現を確認するために観測井を設置する地点に関する考え方は、i)と同様である。

(ホ) 土壌汚染の除去

i) 基準不適合土壌の掘削による除去

基準不適合土壌を掘削した場所に埋め戻す土壌は、掘削した基準不適合土壌以外の汚染されていない土壌のほか、掘削した基準不適合土壌から特定有害物質を除去して土壌溶出量基準及び土壌含有量基準以下とした土壌が該当する。掘削した基準不適合土壌を不溶化して土壌溶出量基準以下とした土壌の埋め戻しは「基準不適合土壌の掘削による除去」には該当せず、「不溶化埋め戻し」措置に該当することとなる。

措置が適正に行われたことについては、汚染されていない土壌による埋め戻しの後に地下水汚染が生じていない状態を確認することのほかに、基準不適合土壌があるものとして掘削した範囲及び深さが適切であるか、埋め戻した土壌が汚染されていない土壌かについて一定量ごとに確認が行われているか等について確認されたい。

措置の効果の確認のための観測井の設置場所である「埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁」又は「掘削された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁」には、基準不適合土壌以外の土壌を埋め戻した場所又は基準不適合土壌の掘削を行った場所も含まれることがあるので、留意されたい。

本措置が適正に行われたことが確認された場合には、当該要措置区域の指定が解除となる。

なお、本措置に伴い、掘削した汚染土壌を当該要措置区域外に搬出する

場合には、法第16条第1項の届出を行うこと。

ii) 原位置での浄化による除去

原位置での浄化は、基準不適合土壌がその場所にある状態で抽出又は分解その他の方法により当該土壌中から対象となる特定有害物質を除去する必要がある、不溶化により土壌溶出量基準以下の土壌とすることはこれに該当せず、「原位置不溶化」措置に該当することとなる。措置が適正に行われたことについては、土壌溶出量基準に適合しない土地にあつては措置の実施により2年間地下水汚染が生じていない状態を、土壌含有量基準に適合しない土地にあつては措置の実施により一定の割合で採取した土壌が土壌含有量基準に適合するようになったことを確認されたい。本措置が適正に行われたことが確認された場合には、当該要措置区域の指定が解除となる。

(ハ) 遮断工封じ込め

遮断工封じ込め措置は遮水工封じ込め措置よりもさらに厳重な封じ込め措置であることから、地中深く浸透しやすく取扱いが困難な揮発性有機化合物（第一種特定有害物質）を除く特定有害物質について、第二溶出量基準を超過する基準不適合土壌にまで適用できることとしている。

遮断工の上部は十分な遮水効力及び措置実施後の上部の利用用途により破損しないような十分な強度を保つ覆いを施し、また、上部の利用用途によりさらに覆土する必要があること等については、原位置封じ込め及び遮水工封じ込めと同じである。

なお、本措置に伴い汚染土壌を当該要措置区域外に搬出する場合における法第16条第1項の届出の必要性については、(ホ)と同様である。

措置が適正に行われたことについては、措置の実施により2年間地下水汚染が生じていない状態にあることを確認されたい。

(ト) 不溶化

i) 原位置不溶化

原位置不溶化は、基準不適合土壌がその場所にある状態で不溶化により土壌溶出量基準以下の土壌とするものであるが、土壌溶出量基準に適合する状態となっただけであつて特定有害物質が除去されているわけではないことから「原位置での浄化による除去」には該当しない。また、シートによる覆い、覆土、舗装等、地表面からの飛散等の防止のため何らかの措置が必要となる。

措置が適正に行われたことについては、一定の割合で採取した土壌が土壌溶出量基準に適合していること及び措置の実施により2年間地下水汚染が生じていない状態にあることを確認されたい。

ii) 不溶化埋め戻し

不溶化埋め戻しは、掘削した基準不適合土壌を不溶化して土壌溶出量基準以下とした土壌を埋め戻すものであるが、土壌溶出量基準に適合する状態となっただけであって特定有害物質が除去されているわけではないことから「基準不適合土壌の掘削による除去」には該当しない。また、シートによる覆い、覆土、舗装等、地表面からの飛散等の防止のため何らかの措置が必要となる。

措置が適正に行われたことについては、埋め戻す際の土壌を一定の割合で採取して土壌溶出量基準に適合していること及び措置の実施により2年間地下水汚染が生じていない状態にあることを確認されたい。

なお、本措置に伴い汚染土壌を当該要措置区域外に搬出する場合における法第16条第1項の届出の必要性については、(ホ)と同様である。

(フ) 舗装

舗装措置については、厚さ10センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さ3センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するものにより覆うこととしているが、これらは十分な耐久性及び遮断の効力を得るための最低限の厚さであり、措置実施後の上部の利用用途により破損しないような十分な強度を保つよう、必要に応じて覆いの厚さを増すことや路盤材により補強することが必要である。

なお、土壌含有量基準を超える要措置区域において封じ込め措置（原位置、遮水工、遮断工）を行い、その上面を本措置と同等の効力を有するものにより覆う場合も、舗装措置として位置づけられることとなる。

(リ) 立入禁止

立入禁止措置は、当該土地を全く利用しない場合の一時的な措置であり、本措置が行われている間に人が立ち入ることがなく適正に管理されるよう土地の所有者等を指導されたい。

(ヌ) 土壌入換え

i) 区域外土壌入換え

区域外土壌入換え措置は、原則として地表から50センチメートル以上の基準不適合土壌の層の掘削除去を行い、要措置区域外より持ち込んだ汚染されていない他の土壌により埋め戻すものであるが、地表面を高くしても居住者の日常生活に著しい支障を生じないのであれば、50センチメートル以内の必要な範囲で土壌を掘削し、その上を50センチメートル以上の土壌の層により覆うこととしてもよい。なお、地表面を50センチメートル以上高くしても特段の支障を生じないような土地の利用用途であれば、本措置ではなく盛土措置を行うことが一般的となる。

なお、本措置に伴い汚染土壌を当該要措置区域外に搬出する場合におけ

る法第16条第1項の届出の必要性については、(ホ)と同様である。

ii) 区域内土壌入換え

区域内土壌入換え措置は、基準不適合土壌の層の深さまで及びその下の基準不適合土壌以外の土壌の層を当該深さから50センチメートル以上の深さまで掘削し、当該要措置区域内の掘削場所に当該基準不適合土壌を埋め戻し、その上を当該要措置区域内の当該基準不適合土壌以外の土壌により50センチメートル覆うこととするものである。

汚染されている深さまでの基準不適合土壌をすべて掘削し、その下の汚染されていない土壌と上下を入れ換えるいわゆる「天地返し」や、地表から50センチメートルの範囲にある基準不適合土壌を掘削し、当該要措置区域内の一部を深く掘削した場所に当該基準不適合土壌を集約して埋め戻し、その上を当該要措置区域内の汚染されていない土壌により50センチメートル覆うこと等がこれに該当する。

(ル) 盛土

地表面を50センチメートル以上高くしても特段の支障を生じないような土地の利用用途であれば、本措置がほとんどすべての土地の利用用途に対応することから、土壌含有量基準を超える要措置区域の直接摂取によるリスクに対応する措置としては原則として本措置を行うこととしたものである。

なお、土壌含有量基準を超える要措置区域において封じ込め措置（原位置、遮水工、遮断工）を行い、その上を50センチメートル以上の汚染されていない土壌により覆う場合も、盛土措置として位置づけられることとなる。

ウ. 実施後の効果の維持

土壌汚染の除去以外の汚染の除去等の措置については、土壌中に特定有害物質が残ることから、実施後もその効果が適切に維持される必要がある。

このため、措置の実施後は、土地の所有者等がその効果が持続しているかどうかを定期的に点検し、措置に係る構造物の損壊のおそれがあると認められる場合には速やかに損壊を防止するために必要な措置を講ずる等、汚染の除去等の措置の効果の維持に努めることが望ましい。

汚染の除去等の措置の効果が当該措置の完了後に失われた場合には、既に要措置区域の指定を解除され、形質変更時要届出区域に指定されていることから、改めて要措置区域に指定した上で、再度の措置を指示することがあり得る。また、措置後の地下水モニタリングの実施中に汚染の除去等の措置の効果が失われた場合には、法第7条第6項の技術的基準に適合しない汚染の除去等の措置が講じられたこととなるので、必要に応じて法第7条第4項の措置命令を発出すべきである。なお、その場合の指示又は命令の相手方は、汚染原因者は適正な措置を1回実施すれば再度の措置をする責任を負わないことから、その時点における土地の所有者等となる。

エ．廃棄物埋立護岸において造成された土地の取扱い

一定の基準に従い廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、港湾管理者が管理するものについては、汚染の除去等の措置が講じられているものとみなすこととする（規則第41条）。

「一定の基準」とは、同条のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に規定されている基準である。

オ．担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となった者が講ずべき措置

土地の所有者等が、競売における自己競落又はこれに類する行為により土地の所有者等となったものであり、かつ、当該土地を売却する意思があり所有等が一時的と認められる場合は、都道府県知事は、指示措置として地下水の水質の測定又は立入禁止を示すこととする（規則第42条）。

これは、債権の回収を目的として一時的に土地を保有しているに過ぎない土地の所有者等には、応急的な措置を行わせるに止め、売却後の新しい所有者等に対して封じ込め、盛土等の恒久的な措置を行わせるものである。

「これに類する行為により土地の所有者等となる」とは、i)自ら（親会社、子会社等を含む。）が担保権を有している不動産について、当該担保権の被担保債権の満足のために所有権を取得すること、ii) i)により不動産の所有権を取得した者からの当該不動産の取得であって、取引慣行として、不動産に担保を付した他の債権の取得に付随して行われているもの（債権のバルクセールの一部としての土地の売買）が該当する。

したがって、代物弁済、任意売買等、公的機関の介入しない手続により土地の所有者等となる場合も含み得るものである。

「土地を売却する意思があり所有等が一時的と認められる」とは、土地を売却する意思が外部に継続的に表示されており、かつ、適正な価格以上の価格が提示されれば必ず売却する意思があると認められることである。

⑤ 汚染原因者に対する指示及び措置命令

ア．趣旨等

都道府県知事は、土地の所有者等以外の汚染原因者が明らかな場合であって、当該汚染原因者に措置を講じさせることが相当と認められ、かつ、当該汚染原因者が措置を講ずることにつき土地の所有者等に異議がないときは、汚染原因者に措置を指示することとした（法第7条第1項ただし書）。

「汚染原因者に措置を講じさせることが相当」については、①を参照されたい。

また、指示の手続、指示措置等の実施義務及び措置命令並びに指示措置等に関する技術的基準については、土地の所有者等に対する指示と同様である。

イ. 汚染原因者の特定

(イ) 汚染原因行為

汚染原因行為には、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為が該当する（規則第34条第1項本文）。

その結果、汚染原因行為には、特定有害物質を当該土壤中に移行させる行為については、意図的、非意図的のいかんにかかわらず、すべてが含まれることとなる。また、汚染土壤の飛散又は流出を防止するための設備が設けられている場合において、当該設備を土壤汚染を生じさせる程度に損傷し、又はその機能に障害を与える行為についても、汚染原因行為に含まれる。

また、海面埋立等に係る汚染原因行為に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する一定の基準に従って行われた廃棄物の埋立処分等については、これを適正に行えば土壤汚染を生じさせることはないことから、汚染原因行為には該当しないこととする（同項ただし書）。

いずれにしても、これらの基準に適合する廃棄物の埋立処分等が行われた土地については、規則第41条の規定により、汚染の除去等の措置を行ったものとみなされることから、形質変更時要届出区域に指定されるが、そこから土壤汚染が漏出し、かつ、人の暴露の可能性がある場合には、「これらの基準に適合する廃棄物の埋立処分等が行われた土地」とはいえないことから、要措置区域に指定された上で、指示がされることとなる。なお、漏出に伴い措置を指示する場合の汚染原因者は、適切な漏出防止措置を講ずる責任がありながら、これを講じなかった者となる。

このほか、天災や戦災により生じた土壤汚染については、汚染原因者はいないこととなり、土地の所有者等に対して措置命令が行われることとなる。したがって、天災等により土壤中に移行することとなった特定有害物質を管理していた者がいたとしても、その者は汚染原因者とはならない。

また、例えば、汚染土壤の処理を委託された汚染土壤処理業者が、独断により不適正な処理を行い、その結果として土壤汚染が発生した場合には、当該汚染土壤の処理を委託した者は、汚染原因者には該当しない。この場合の汚染原因者は、不適正な処理を行った汚染土壤処理業者である。汚染土壤の運搬を委託した者の意に反して不適正な運搬が行われた場合における汚染原因者の考え方も、同様である。なお、いずれの場合においても、社会通念上妥当でない対価により汚染土壤の処理又は運搬が委託されているときは、処理又は運搬を委託した者と受託した者との間に通謀関係があることが疑われるので、留意されたい。

(ロ) 汚染原因者の特定の方法

汚染原因者の特定は、水質汚濁防止法の届出記録等の特定有害物質の使用状況、当該工場・事業場等における事故記録等の汚染原因行為の有無等に関

する情報の収集を行い、汚染原因者である可能性のある者を絞り込み、当該特定有害物質の土壌中での形態や土壌汚染の分布状況等から、その者が当該特定有害物質を取り扱っていた期間内に生じさせた土壌汚染の可能性について検証して行うものとする。

なお、その土地でその特定有害物質を使用していた者が一者に限られ、かつ、自然由来（天災及び戦災を含む。）の汚染が考えられない等、各種の情報からみてその者の行為により汚染が発生したと推定することにつき十分な理由があるときは、汚染原因行為の具体的内容の確定まで行う必要はなく、その者を汚染原因者とすることができる。

都道府県は、汚染原因者の特定について、汚染原因者と目される者等の任意の協力を得つつ、自らの負担により行うこととする。

汚染原因者が明らかな場合は汚染原因者に措置を指示することとした法第7条第1項ただし書の趣旨を踏まえ、土地の履歴、周辺の土壌や地下水の汚染状況、特定有害物質の使用等の位置及び化合物形態等の把握をできる限り行う等、できる限り汚染原因者の特定に資する情報を収集し、汚染原因者を特定するよう努めることとされたい。

ウ．指示の手続等

（イ）指示の手続

汚染原因者に対する指示の手続が土地の所有者等に対する指示と同様であることは前述したとおりである（ア参照）。

これに加え、同一の土地について汚染原因者が複数存在する場合の指示は、当該複数の者が土壌汚染を生じさせたと認められる程度（以下「寄与度」という。）に応じて行うものとする（規則第34条第2項）。

指示に当たっては、これを迅速に行うことが適当であることから、寄与度に応じて責任を果たすことを求めるのみで足り、汚染原因者ごとに果たすべき責任の内容を具体的に定めることは要しない。

なお、汚染原因者の一部が不存在である等によりその者に対する指示ができないときは、その者の寄与度に相当する分の措置は、土地の所有者等に指示することとする。土地の所有者等が措置を行うために要した費用については、法第8条の規定により、当該汚染原因者に対し請求することができる。

汚染原因者の特定や寄与度の算定については、一定の科学的根拠に基づき的確に行うとともに、汚染原因者への指示において当該科学的根拠を示す必要がある。

複数の汚染原因者に対する指示においては、（ロ）によりそれぞれの寄与度を算定し、指示文書に記載することとする。指示を受けた当該複数の汚染原因者に対し、示された寄与度の割合に応じ措置を分割して実施する方法、当該複数の汚染原因者のうちの一部の者に措置の実施を委ね、それ以外の汚染原因者は応分の費用を負担する方法等により、指示措置等を講ずべき義務を履行するよう指導することとされたい。

(ロ) 複数の汚染原因者の寄与度の算定

寄与度については、次の考え方により算定するものとする。

- i) 複数の者により同一の原因物質による汚染が発生している場合の寄与度については、汚染の位置と特定有害物質を取り扱っていた場所との関係、汚染物質の形態と取り扱っていた特定有害物質の形態の比較、当該特定有害物質の取扱いの態様、周辺地域の状況等からできるだけ正確に寄与度を算定する。

ただし、それが困難な場合は、当該汚染原因者が当該特定有害物質を取り扱っていたと推定される期間のうち土壤汚染が発生し得る可能性を否定できない期間を基に寄与度を推定する。

- ii) 汚染原因者によって原因物質が異なる場合の寄与度については、他の原因物質がなかったとした場合に必要となる措置内容及び当該措置に要する費用を勘案して算定する。

ただし、覆土と原位置封じ込めといった個別に措置を行うことが可能な場合には個別に各々の措置を行うものとする。

人為的原因による汚染以外の汚染がある場合には、その汚染部分を除いて寄与度を算定することとする。なお、当該人為的原因による汚染以外の汚染については、原則どおり、土地の所有者等が責任を負担することとなる。

(ハ) 措置命令の手続

(イ)により指示を行ってもなお、当該指示を受けた汚染原因者が指示措置等を行わないときは、当該指示措置等を講ずべきことを命ずることができることとしたのは、③で述べたとおりである。

命令に当たっては、指示の場合と異なり、措置が講じられることなく放置されていることが通常であると考えられるため、措置の実施を具体的に促すべく、汚染原因者ごとに果たすべき責任の内容を定めることが適当である。

汚染原因の一部をなすそれぞれの者に対し、汚染の全体についての措置の連帯責任を課すことはしない。

⑥ 都道府県知事による指示措置等の実施

都道府県知事は、指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、指示措置を自ら行うことができることとした（法第7条第5項）。

ここにいう「当該指示を受けるべき者を確知することができず」及び「その者の負担」については、法第5条第2項の都道府県知事による調査と同様であり、

第3の3(4)を参照されたい。

(7) 汚染の除去等の措置に要した費用の汚染原因者への請求

法第7条第1項本文の指示を受けた土地の所有者等は、指示措置等を講じた場合には、汚染原因者に対し、指示措置に要する費用の額の限度において、当該指示措置等に要した費用を請求することができることとする（法第8条第1項本文）。ただし、汚染原因者が既に当該指示措置等に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、請求することはできないこととする（法第8条第1項ただし書）。

これは、汚染の除去等の措置に要する費用については、他の環境汚染に関する費用負担と同様に汚染者負担の原則が採用されるべきところ、私法のみによる調整に委ねると、請求権の消滅時効やその特約の存在、汚染原因者の故意又は過失の立証の困難性等により、請求することができる場合が限定されるものになることから、行政法により特別に創設された請求権である。

汚染原因者が特定できず、土地の所有者等に対して指示を行った場合には、土地の所有者等が費用の請求について相談することができるよう、都道府県において、相談の窓口の設置、汚染原因者の特定に資する情報の提供等の支援を行うよう努めることとされたい。

「既に費用を負担し、又は負担したものとみなされる」とは、具体的には、例えば以下のような場合が該当するものである。

- i) 汚染原因者が当該汚染について既に汚染の除去等の措置を行っている場合
- ii) 措置の実施費用として明示した金銭を、汚染原因者が土地の所有者等に支払っている場合
- iii) 現在の土地の所有者等が、以前の土地の所有者等である汚染原因者から、土壤汚染を理由として通常より著しく安い価格で当該土地を購入している場合
- iv) 現在の土地の所有者等が、以前の土地の占有者である汚染原因者から、土壤汚染を理由として通常より著しく値引きして借地権を買い取っている場合
- v) 土地の所有者等が、瑕疵担保、不法行為、不当利得等民事上の請求権により、実質的に汚染の除去等の措置に要した費用に相当する額の填補を受けている場合
- vi) 措置の実施費用は汚染原因者ではなく現在の土地の所有者等が負担する旨の明示的な合意が成立している場合

請求できる費用の範囲は、前述のとおり指示措置に要する費用の額の限度に止まり、指示措置を行うために通常必要と認められる費用の額に限られるものである。

「通常必要と認められる費用の額」とは、土地の現況を前提として、必要以上の内容でない措置を実施し、土地を現況に復帰させることに要する費用が該当するものである。例えば、建築物等があることにより、更地の場合に比べて費用の額が高くなる場合であっても、その額を請求できることとなる。一方、建築物等の価値を高める行為を併せて行った場合のその費用については、請求できない。また、例え

ば、舗装を行う場合に、必要以上の厚さ及び強度の舗装を行った場合は、通常の厚さ及び強度の舗装を行った場合に要すると見込まれる費用との差額については、請求できない。

なお、土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置に要した費用の他者への請求については、瑕疵担保による損害賠償請求、契約上の関係に基づく請求、不法行為による損害賠償請求等、法第8条の規定以外にも民法（明治29年法律第89号）等の規定によるものも考えられる。

法第8条の規定以外の民法等の規定による請求の例としては、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の施行者が、法第3条、第4条、第5条又は第7条に基づく義務を負う土地の所有者等に代わって調査や措置を行った場合に、本来の義務者である土地の所有者等に対して請求できるといったことも考えられる。

(8) 土地の形質の変更の禁止

① 趣旨

要措置区域内においては、土地の形質の変更を原則として禁止することとした（法第9条本文）。これは、要措置区域が土壌汚染により健康被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地であり、速やかに汚染の除去等の措置を講じ、土壌汚染による人の健康被害を防止する必要があるからである。

② 土地の形質の変更の禁止の例外

指示措置等として行われる土地の形質の変更や非常災害のために必要な応急措置として行う土地の形質の変更であれば、当然に許容されるべきものであるが（法第9条第1号及び第3号）、それ以外の土地の形質の変更であっても、汚染の拡散をもたらさない方法により行われる土地の形質の変更であれば、例外的に許容すべく、その行為の類型を同条第2号の環境省令で定めることとした（規則第43条）。具体的には、以下のとおりである。

なお、要措置区域内の土地の形質の変更は、汚染の拡散のリスクを伴うものであることから、その施行において、飛散等を防止するために必要な措置を講ずべきことは当然であり、必要に応じ、当該土地の形質の変更の実施状況について、法第54条第1項により、報告徴収及び立入検査を行い、施行方法の妥当性を確保されるよう努めることとされたい。また、土地の形質の変更に伴い、基準不適合土壌を移動させることで、要措置区域内の土地の土壌の汚染状態に変更を生じさせる可能性があることから、土地の形質の変更の履歴については、記録し、保存するよう、関係者を指導することとされたい。

ア．帯水層への影響を回避する方法等による土地の形質の変更

指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えず、かつ、土地の形質の変更の対象となる部分の面積の合計が10平方メートル以上の場合にあつては深さ50センチメートル未満、当該部分の面積の合計が10平方メートル未満の場合にあつては深さ3メートル未満の土地の形質の変更であれば、土

地の形質の変更の例外とした（規則第43条第1号）。

なお、ここにいう指示措置等を講ずるために設けられた構造物の変更には、既にある構造物に変更を加えることのみが含まれ、措置のための新たな構造物（舗装、盛土等）を設ける行為は含まない。

また「面積が10平方メートル以上の場合にあっては深さ50センチメートル未満、当該部分の面積が10平方メートル未満の場合にあっては深さ3メートル未満」とは、変更が加えられる部分の深さが最も深い部分で、それぞれ50センチメートル以上、3メートル以上であれば、原則どおり、禁止される土地の形質の変更に当たることを意味する。

ただし、地表から一定の深さまで帯水層がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合には、当該帯水層の深さより1メートル浅い深さまで土地の形質の変更を行っても、形質の変更に当たり基準不適合土壤が帯水層に接することがないと考えられることから、50センチメートル以上又は3メートル以上の深さの例外として土地の形質の変更を行うことができることとした（同号ロ及びハ）。

帯水層の深さの確認を求めるための手続は、規則第44条に定めた。確認を求める者は、要措置区域内に地下水位を観測するための井戸を設置し、地下水位を観測する。この観測は、地下水位の季節変動があることを踏まえ、少なくとも1年間行うことが適当であり、年間を通じた観測の結果及び地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さを都道府県知事に提出する（同条第1項第4号及び第5号）。都道府県知事は、前述のとおり、要措置区域内にある帯水層のうち最も浅い位置にあるものの深さを確認する必要があることから、当該井戸は帯水層が最も浅い位置にあると考えられる地点に設置される必要があり、当該地点の選定が合理的であることの理由を説明するために、確認を受けようとする者が提出する必要があるものには、少なくとも、地下水位等高線及び地質柱状図があると考えられる（同項第3号参照）。これらの図面は、観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さを定めるためにも必要となると考えられる（同項第5号、同条第2項第3号参照）。

都道府県知事は、当該井戸を設置した地点及び当該地点の選定の理由並びに地下水位の観測の結果からみて、観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さを定めた判断が合理的であると認められる場合に、要措置区域内にある帯水層のうち最も浅い位置にあるものの深さを確認することとした（同条第3項）。

この確認により、当該要措置区域においては、当該確認された帯水層の深さの1メートル浅い深さまで、土地の形質の変更を行うことができることとなる。

イ．指示措置等と一体となつて行われる土地の形質の変更

要措置区域は、健康被害のおそれがあることから汚染の除去等の措置を講ずる必要のある土地であるが、汚染の除去等の措置と一体となつて行われ、かつ、

その施行方法が汚染の拡散をもたらさないものであれば、汚染の除去等の措置の履行が放置されているわけではなく、汚染の拡散を伴わずに土地の活用可能性を確保することができるため、このような場合には、土地の形質の変更の禁止の例外とした（規則第43条第2号）。

この施行方法の基準は、環境大臣告示により定められている（平成23年環境省告示第53号）。

この確認を求めるための手続は、規則第45条に定めた。このうち、同条第3項第1号の「当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる指示措置等との間に一体性が認められること」とあるのは、土地の形質の変更が指示措置等と同時に行われることを意味する。

ウ．地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている要措置区域内における土地の形質の変更

指示措置等が講じられ、指定の解除に至るまでの地下水モニタリングの期間中又は地下水汚染の拡大の防止の実施中に行われる土地の形質の変更について、イと同様の考え方の下、汚染の拡散を伴わない方法により行われる場合に限り、土地の形質の変更の禁止の例外とした（規則第43条第3号）。

この施行方法の基準は、イの施行方法の基準と同様の内容である。

これらの確認を求めるための手続は、規則第46条に定めた。

2．形質変更時要届出区域

(1) 趣旨

都道府県知事は、法第3条第1項、第4条第2項及び第5条に基づく土壤汚染状況調査の結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が1(2)の基準に適合せず、かつ、1(3)に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を形質変更時要届出区域として指定し、その旨を公示することとした（法第11条第1項及び第3項）。

形質変更時要届出区域は、1(3)に該当しないことから、土壤汚染の摂取経路がないため、直ちに汚染の除去等の措置を講ずる必要がない土地であるという点で、要措置区域と異なる。

今回の法改正の目的の一つは、過剰な掘削除去の抑制であることから、土壤汚染が存在しても人の暴露の可能性のない形質変更時要届出区域は、汚染の除去等の措置の必要のない区域として指定されることとした。地下水の水質の測定、地下水汚染の拡大の防止及び土壤汚染の除去が講じられた要措置区域を除き、これら以外の措置が適切に講じられた要措置区域も、形質変更時要届出区域に指定される。

また、形質変更時要届出区域のうち自然由来の土壤汚染地及び公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地であって、一定の条件を満たすものについては、通常の形質変更時要届出区域と区別して扱う必要があることから、自然由来特例区域等である旨を台帳に記載した上で、当該区域内における土地の形質の変更の施行方法の基準を別に設けることとする。

(2) 形質変更時要届出区域の指定及びその解除

① 形質変更時要届出区域の指定及びその解除の手続

形質変更時要届出区域の指定は、土壤汚染状況調査の結果の報告を受け、指定をする旨、形質変更時要届出区域、1(2)の基準に適合していない特定有害物質の種類を明示して、都道府県の公報に掲載して行うこととした(規則第47条)。

形質変更時要届出区域の明示については、要措置区域の明示と同様であり、1(4)を参照されたい。また、形質変更時要届出区域のうち自然由来特例区域等に該当する土地にあっては、当該区域である旨を明示して行うこととした。形質変更時要届出区域の公示の前に、既に土壤汚染の除去に着手し、又はこれを完了している場合であっても、形質変更時要届出区域の指定を公示し、速やかに解除する手続を行うこととされたい。

形質変更時要届出区域の指定の解除は、汚染の除去により当該形質変更時要届出区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなったと認める際に行うこととする。公示の方法は、要措置区域の指定の解除の公示の方法と同様であり(1(4)及び(5)参照)、当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置等を明示して、都道府県の公報に掲載して行うこととした(規則第47条)。

② 解除の条件

「汚染の除去の措置により形質変更時要届出区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなったと認め」られるためには、土壤汚染の除去により形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を1(2)の基準に適合させることを要する。

また、第3の1(6)⑬アからウまで、オ及びカにより、土壤汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、その指定を解除する場合には、当該省略した調査の過程をあらためて実施し、土壤の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した上で、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画について土壤汚染の除去を行う必要がある。この場合において、区域の指定後の土地の形質の変更に伴い、基準不適合土壤を移動させることで形質変更時要届出区域内の土地の土壤の汚染状態に変更を生じさせている可能性があり、かつ、当該土地の形質の変更の履歴が把握できないときは、汚染のおそれが生じた場所の位置がすべての深さにあるとみなし、地表から深さ10メートルまでの土壤をボーリングにより採取して土壤溶出量及び土壤含有量を測定する必要があることに留意されたい。

なお、六価クロムについては、これを三価クロムに還元する方法による形質変更時要届出区域の指定の解除を認めるべきでないことに留意されたい。

③ 形質変更時要届出区域における摂取経路遮断状態の確認

形質変更時要届出区域は、土壤の特定有害物質による汚染状態が1(2)の基準に適合せず、かつ、1(3)に該当しないと認められることにより指定されるもの

であることは前述のとおりであるが、このうち、土壌含有量基準に適合しないことにより指定された形質変更時要届出区域であって、例えば、立入禁止が講じられたものについては、囲いの損壊等により、その効果が失われたまま放置されることもあり得る。かかる場合には、土地の所有者等に対し、速やかに改善することを求めるほか、指導に応じない場合には、1(3)に該当することにより要措置区域としての指定を行う必要があるので（法第11条第4項参照）、形質変更時要届出区域が1(3)に該当しない状態を維持しているか否かを適宜確認することとされたい。

(3) 土地の形質の変更の届出及び計画変更命令

① 趣旨

旧法の指定区域内において土地の形質の変更が行われる場合には、基準不適合土壌の飛散等により新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、指定区域内の土地の形質の変更について、届出義務を課すとともに、その方法が一定の基準に適合しない場合には、都道府県知事はその是正を命ずることができることとしていた。この考え方は、指定区域と同様の汚染状態にある形質変更時要届出区域にも妥当するものであることから、形質変更時要届出区域についても、旧法第9条と同様の規制を及ぼすこととした。

② 土地の形質の変更の届出

ア. 届出の手續

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、その着手の14日前までに、土地の形質の変更について都道府県知事に届け出なければならないこととした（法第12条第1項本文）。ただし、一定の場合には、届出を行わず、又は事後に行うこととした（イにおいて後述）。

「土地の形質の変更」とは、土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、土壌の採取、開墾等の行為が該当し、基準不適合土壌の搬出を伴わないような行為も含まれる。

「土地の形質の変更をしようとする者」とは、その施行に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる。

届出事項は、形質変更時要届出区域の所在地、土地の形質の変更の種類、場所、施行方法、着手予定日及び完了予定日等とした（同項本文及び規則第49条）。また、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面等を添付することとした（規則第48条第2項）。

イ. 事前の届出を要しない土地の形質の変更

通常の管理行為等、形質変更時要届出区域の指定時に既に着手している行為、

非常災害のための応急措置として行う行為については、事前の届出を要さないこととした（法第12条第1項ただし書）。

「通常の管理行為等」とは、要措置区域内の土地の形質の変更の禁止の例外たる法第9条第2号に定める行為と同様の行為である。要措置区域内の土地において汚染の拡散をもたらさない方法により行われる土地の形質の変更である旨の確認の制度も、形質変更時要届出区域における土地の形質の変更について適用されることとした（規則第50条）。詳細は、1(8)②を参照されたい。

第50条第1項第1号イ「汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物の変更」に措置のための新たな構造物（舗装、盛土等）を設ける行為が含まれないことは、1(8)②アと同様である。

「形質変更時要届出区域の指定時に既に着手している行為」及び「非常災害のための応急措置として行う行為」については、事前の届出は要しないが、事後に届け出なければならないこととした（法第12条第2項及び第3項）。

③ 計画変更命令

ア. 計画変更命令

都道府県知事は、土地の形質の変更の届出があった場合において、その施行方法が一定の基準に適合しないと認めるときは、届出を受けた日から14日以内に限り、施行方法に関する計画の変更を命ずることができることとした（法第12条第4項）。

なお、開発許可又は工事許可の対象となる土地について計画変更命令を行う場合には、必要に応じ、これらの担当部局との連絡調整に努めることとされた。

イ. 土地の形質の変更の施行方法に関する基準

土地の形質の変更に関するアの「一定の基準」は、i) 必要に応じ基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等の防止のための措置を講ずること、ii) 基準不適合土壌が帯水層に接しないようにすること及びiii) 土地の形質の変更後の土壌が健康被害が生ずるおそれがない状態にすることとした（規則第53条）。ただし、ii) の基準については、自然由来特例区域又は埋立地特例区域に該当する土地の区域内において土地の形質の変更を行う場合には、元々所与の汚染が広がっている土地であって土地の形質の変更に伴い新たに帯水層を汚染するものではないこと及び第二溶出量基準を超えるような高濃度の土壌汚染はないことから、汚染土壌が帯水層に接することで新たな環境リスクを生じさせるおそれがないと考えられ、当該基準を適用しないこととした。なお、この場合において、最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、環境省告示に定める基準に準じて施行する平成23年環境省告示第53号の第4号。

さらに、埋立地管理区域において一定の施行方法に従い土地の形質の変更を行う場合にも、将来にわたり当該土地の周辺における地下水の飲用利用等の可

能性がないことから、汚染土壌が帯水層に接することで新たな環境リスクを生じさせるおそれがないと考えられ、当該基準を適用しないこととした。この施行方法の基準は、に定めたとおりである平成23年環境省告示第54号。

「土地の形質の変更後の土壌が健康被害が生ずるおそれがない状態にすること」とは、汚染の除去等の措置に係る構造物に変更を加えた場合にはこれを原状に回復するなどして、技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた状態にすることである。もともと汚染の除去等の措置を講ずる必要のなかった土地について、土地の形質の変更の際に汚染の除去等の措置を講じさせるものではない。

ウ．土地の形質の変更の後の手続

形質変更時要届出区域台帳には、土地の形質の変更の実施状況を記載することとしている。したがって、都道府県知事は、土地の形質の変更の届出があった場合には、その完了についての任意の報告又は法第54条第1項に基づく報告を受け、必要に応じその実施状況を確認の上、形質変更時要届出区域台帳の訂正（土壌汚染の除去が行われた場合は、形質変更時要届出区域の指定の解除。以下同じ。）を行うこととされたい。

②イの「通常の管理行為等」に該当し、届出が行われなかった土地の形質の変更については、形質変更時要届出区域台帳に記載する必要はない。ただし、形質変更時要届出区域台帳には、汚染の除去等の措置の実施状況も記載することとしていることから、「通常の管理行為等」のうち汚染の除去等の措置に該当するものの実施について報告を受けた場合には、形質変更時要届出区域台帳の訂正を行うこととされたい。また、土地の形質の変更に伴い、基準不適合土壌を移動させることで、形質変更時要届出区域の土地の土壌の汚染状態に変更を生じさせる可能性があることから、土地の形質の変更の履歴については、記録し、保存するよう、関係者を指導することとされたい。

3．指定の申請

(1) 趣旨

土地取引等の際に広く行われている法に基づかない調査によって土壌汚染が明らかとなった土地は、仮に当該調査の全部の過程が土壌汚染状況調査と同様に行われたものであっても、法の規制の対象となる区域に指定されず、法的に何ら規制を受けない。かかる自主的な調査の結果を法の対象に盛り込むため、法に基づかない調査の結果、土壌汚染が発見された場合には、都道府県知事は、土地の所有者等の申請に基づき、当該調査が公正に、かつ、土壌汚染状況調査と同じ方法により行われたものであると認めるときは、当該調査が行われた土地の区域を要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）として指定することができる制度を創設することとした（法第14条第1項及び第3項）。

法に基づかない調査によって土壌汚染が明らかになった土地についても、土壌汚染状況調査によって土壌汚染が明らかになった土地と同様に、適切に管理を行うと

ともに、土壤汚染の拡散を防止することが必要である。かかる観点から、都道府県知事におかれては、このような土地の所有者等に対し、積極的に指定の申請を促すことが望ましい。

(2) 指定の申請の手続

土地の所有者等は、土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、その汚染状態が1(2)の基準に適合しないと認めるときは、当該土地の区域について要措置区域等に指定することを申請することができることとした（法第14条第1項）。

この規定による申請は、法第3条第1項本文、第4条第2項又は第5条第1項の規定の適用を受けない土地の区域について行われるものである。かかる土地においては、法により土壤汚染状況調査の実施が義務付けられたものであることから、法に基づかない調査が優先して実施されることを予定していないからである。なお、これらの規定による土壤汚染状況調査の義務が生ずるに至らない土地（例：有害物質使用特定施設の使用が廃止されていない時点における当該有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地である土地や法第4条第1項の届出に係る土地であつて、同条第2項の命令発出前である土地）については、自主的に、公正に、かつ、法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査を行った上で、この申請を行って法の規制を受けるのは望ましいことであることから、当該申請の対象となるものと解することとする。当該土地についての申請に係る調査は、法第3条第1項及び法第4条第2項の規定に基づく土壤汚染状況調査と同様の方法で行われる必要があり、試料採取等対象物質を任意に定めることについては認められない。ただし、汚染の除去等の措置を講ずる場合において、土壤汚染の拡散が見込まれる土地の区域について指定の申請を行うときは、当該土地の区域については、要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類についてのみ当該申請をすることは可能である。

また、この申請を行う場合において、当該申請を行おうとする土地の所有者等以外の所有者等がいる場合には、その全員の合意が必要であることとした。これは、当該申請が応諾されることにより当該土地が法の規制を受けることとなるところ、その規制の対象となり得る者の了知しないところで当該申請が行われることは適当でないからである。

申請の手続は、所定の申請書に環境省令で定める書類を添付して行うこととした（法第14条第2項）。

申請書の記載事項は、申請に係る調査の方法及び結果のほか規則第55条各号に定める事項であるが、後述のとおり、申請に係る調査の過程の全部又は一部を省略して指定の申請をすることを許容することとし、かかる場合には、同条第4号及び第5号については、申請に係る調査の過程の全部又は一部を省略した旨記載すれば足りることとする。

添付書類は、規則第56条各号に定めるとおりである。このうち、「申請に係る土地の周辺の地図」（同条第1号）は、当該周辺の土地にある他の土地の区画、建築物等との位置関係により、申請に係る土地の範囲が明確に示されるものであるこ

とを要する。また、「申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類」（同条第3号）は、所有者であることを証する書類としては、登記事項証明書及び公図の写しが、管理者又は占有者であることを証する書類としては、土地の掘削等を行うために必要な権原が申請者のために設定された旨の契約書の写しが想定される。

(3) 指定

都道府県知事は、申請に係る調査が、公正に、かつ、法第3条第1項の環境省令で定める方法により行われたものと認めるときは、当該申請に係る土地の区域を要措置区域等に指定することとした（法第14条第3項）。

ここにいう「公正に」とは、法第3条第1項の調査の場合と同様であり、第3の1(3)②を参照されたい。また、「公正に」要件を満たしていることを担保するために、申請に係る調査を行った指定調査機関に対し、申請者との間に親会社・子会社の関係にはないこと等公正な調査の実施に支障を生じていない旨の説明を求めることが望ましい。

また、「法第3条第1項の環境省令で定める方法により行われたものと認める」ためには、土壤汚染状況調査と同じ方法であることを要することとする。なお、土壤汚染状況調査の方法よりも詳細な方法で行われた調査の結果に基づいて指定することは、差し支えない（第3の1(6)参照）。

さらに、土壤汚染状況調査と同様、調査の過程の全部又は一部を省略して申請をすることについても、許容される。この場合における第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされる土地の範囲に関する考え方については、土壤汚染状況調査においてその過程の全部又は一部を省略した場合と同様であり、第3の1(6)⑬アからウまで、オ及びカまでを参照されたい。さらに、調査の過程の全部又は一部を省略して行われた申請に基づいて指定された要措置区域等について、その指定を解除するために必要な手続についても、その過程の全部又は一部を省略して行われた土壤汚染状況調査の結果に基づいて指定された要措置区域等の場合と同様であり、第4の1(5)を参照されたい。

(4) その他

地下水汚染の拡大の防止の措置を講ずる場合において、揚水施設又は透過性地下水浄化壁を要措置区域等外に設置するときは、必要に応じ、土壤汚染の拡散が見込まれる土地の区域について指定の申請を行うことが考えられることは前述のとおりであるが（第4の1(6)④イ(二)）、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、不溶化埋め戻し及び土壌入換えにおいて汚染土壌を当該要措置区域等外に一時的に搬出する場合についても、当該搬出先について指定の申請を活用することが考えられるため、これらの汚染の除去等の措置を講じようとする者から、汚染土壌の一時的な保管場所について相談を受けた場合には、指定の申請の活用を促すこととされたい。

4. 台帳

都道府県知事は、要措置区域等について、その所在地、土壤汚染の状況等を記載した台帳（以下「台帳」という。）を調製することとする（法第15条第1項）。

また、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないこととする（法第15条第3項）。

(1) 台帳の調製

台帳は、帳簿及び図面をもって、要措置区域等ごとに調製することとした（規則第58条第1項及び第2項）。「要措置区域等ごとに」とは、一の土壤汚染状況調査が行われた調査対象地ごとにとの意であり、調査において土壤汚染が飛び地状に判明した場合も、一の要措置区域等としてまとめて台帳を調製することとされたい。

台帳の帳簿の記載事項は、規則第58条第4項各号に定めたとおりであるが、「少なくとも次に掲げる事項」とあるとおり、法の趣旨の範囲内において、その他の情報を記載事項とすることを妨げるものではない。

同項第2号の「要措置区域等の所在地」は、市町村、大字、字、小字、地番等により表示することとし、同項第3号の「要措置区域等の概況」は、要措置区域等の利用の現況等（例：住宅、駐車場等）を記載することとする。

同項第4号は、3の指定の申請に係る調査については、法の義務づけによる土壤汚染状況調査を契機として要措置区域等に指定されているわけではなく、自主的な申請に係る調査を契機として要措置区域等に指定されていることを明示する趣旨である。

同項第5号の「土壤の汚染状態」については、規則様式第13及び第14の記載事項のほか、各サンプリング地点ごとの特定有害物質の土壤溶出量及び土壤含有量、サンプリング及び分析の日時及び方法等を記載した書類を帳簿に添付することとする。

また、同項第8号の「汚染の除去等の措置が講じられた」とは、汚染の除去等の措置（土壤汚染の除去を除く。（1）において同じ。）であって、地下水モニタリングによりその効果の発現が確認されたことをいい、形質変更時要届出区域において任意に汚染の除去等の措置が講じられた場合のみならず、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられたことによってその指定が解除され、あらためて形質変更時要届出区域に指定された場合においても、記載する必要があることに留意されたい。

同項第9号から第号までは、形質変更時要届出区域であって、一定の条件を満たすと都道府県知事が認めたものについて、通常の形質変更時要届出区域と区別して扱う必要があること又は将来にわたり当該土地の周辺における地下水の飲用利用等の可能性がないことから当該区域である旨（自然由来特例区域等の別）を台帳に記載することとした。各区域の定義については、以下の表に示すとおりであるが、自然由来特例区域の判断に当たっては、別紙の内容を参照して判断されたい。

区域の名称	定義

自然由来特 例区域	形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壌の第二種特定物質（シアン化合物を除く。）による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）
埋立地特例 区域	昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）であり、かつ、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるもの（当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）
埋立地管理 区域	①都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内にある土地であって公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成されたもの ②①に掲げる土地以外の土地であって当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり地下水の利用状況等に係る要件（規則第30条各号）に該当しないと認められるもの

(2) 台帳の訂正及び消除

都道府県知事は、台帳の記載事項に変更があったときは、速やかに訂正しなければならないこととした（規則第58条第6項）。

「台帳の記載事項に変更があったとき」とは、多くの場合、同条第4項第12号について生ずることが見込まれる。具体的には、形質変更時要届出区域における法第12条第1項から第3項までの届出を受けた場合であるが、そのほか、法第9条第2号及び第3号並びに法第12条第1項第1号に掲げる行為であって任意の報告を受けた場合には、その内容を台帳に記載することとされたい。

また、土壌汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略して指定された要措置区域等について、当該省略をした調査の過程をあらためて実施し、土壌の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した結果、第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないものとみなされた区域の指定時点における汚染状態が変更された場合には、当該要措置区域等の台帳の訂正が必要となるので、留意されたい。

さらに、例えば、形質変更時要届出区域内で人為的原因と自然由来の汚染が複合していると考えられる場合において、人為的原因による汚染部分についてのみ土壌汚染の除去の措置が講じられたときは、自然由来の汚染部分については自然由来特

例区域に該当することになることから、その内容を台帳に記載することとされたい。また、自然由来と他の由来の汚染が複合していると考えられる形質変更時要届出区域については、当該区域の土壤汚染が自然由来であると判断した根拠となる資料等を台帳に添付しておくことが望ましい。

なお、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成23年環境省令第13号）の施行の際現に指定されている形質変更時要届出区域であって、自然由来特例区域等の条件を満たすことが根拠となる資料等によって判明したものについては、当該区域である旨を台帳に記載することとされたい。

要措置区域等の指定の解除を行った場合には、当該要措置区域等に係る帳簿及び図面を台帳から消除することとした（規則第58条第7項）。ただし、消除された台帳の情報についても、法第61条第1項に基づき、保管し、必要に応じて提供することが望ましい。

(3) 台帳の保管及び閲覧

台帳は、要措置区域に関するものと形質変更時要届出区域に関するものとに区別して保管されなければならないこととした（規則第58条第3項）。

台帳の閲覧を拒むことができる「正当な理由」（法第15条第3項）とは、閲覧を求められた時点で台帳の編纂作業中であり、閲覧させられる状態にない等の限定された場合のみを指すものである。

閲覧は、都道府県の担当課や情報公開窓口において行われると考えられるが、処理手続の簡易化、迅速化を図ることが望ましい。また、写しの交付の請求があったときは、必要に応じ応分の負担を求めつつこれに応じることが望ましい。また、台帳情報を電子化し、閲覧室のパソコン端末で検索、閲覧できるようにすることも考えられる。

第5 汚染土壤の搬出等に関する規制

要措置区域等内の土壤を当該要措置区域等外へ搬出し移動させることは、汚染の拡散をもたらす可能性がある。このため、当該搬出に伴う汚染土壤の適正な運搬及び処理を確保するため、要措置区域等内の土地の土壤を当該要措置区域等外へ搬出する際の事前届出制度とともに、汚染土壤の運搬基準及び処理委託義務を設けることとした。また、汚染土壤の処理を業として行う者を都道府県知事が許可する制度を新たに設けるとともに、当該者に適正な処理を履行させるための担保措置を規定することとした。

1. 汚染土壤の搬出時の措置

(1) 趣旨

汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出することは、汚染の拡散をもたらす可能性があることから、当該搬出の事前の届出義務を課すとともに、当該搬出に係る計画が汚染土壤の運搬に関する基準又は汚染土壤処理業者への処理の委託義務に違反している場合には、都道府県知事がその是正を命ずることができることとした。なお、汚染土壤の運搬及び汚染土壤処理業者に関する事項については、「汚染土壤処理業

の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」（平成22年2月26日付け環水大土発第100226001号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知。以下「課長通知」という。）により、別途通知しているため、当該通知を参照されたい。

(2) 汚染土壌の搬出の事前届出及び計画変更命令

① 汚染土壌の搬出の事前届出の手続

汚染土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする者は、その着手の14日前までに、当該搬出の計画について都道府県知事に届け出なければならないこととした。ただし、当該土壌を指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、26種すべての特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除くこととし（法第16条第1項本文）、加えて、非常災害のための応急措置として当該搬出を行う場合は事前に当該届出をするいとまがないこと、汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は搬出する汚染土壌の量が少ないのが一般的であることから、事前の届出を要さないこととした（法第16条第1項ただし書）。ここにいう「汚染土壌」とは、要措置区域等内の土地の土壌をいい、含水率が高く泥状のものであっても汚染土壌として取り扱われたい。

「搬出」とは、汚染土壌を人為的に移動することにより、当該要措置区域等の境界線を超えることをいう。ただし、要措置区域等と一筆であるなど要措置区域等内の土地の所有者等と同一の者が所有等をする当該要措置区域等に隣接する土地において、一時的な保管、特定有害物質の除去等を行い、再度当該要措置区域等内に当該汚染土壌を埋め戻す場合には、周囲への汚染の拡散のおそれの少ない行為であることから、「搬出」には該当しないものとして運用されたい。

「汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者」とは、その搬出に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる。

届出事項は、汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、体積及び運搬の方法、運搬する者及び処理する者の氏名又は名称、処理施設の所在地、搬出の着手予定日及び完了予定日、運搬及び処理の完了予定日、要措置区域等の所在地、積替場所及び保管場所の所在地、自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先等とした（法第16条第1項各号及び規則第62条）。

このうち、汚染土壌の汚染状態は、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない特定有害物質の種類及び濃度とし、体積は、搬出しようとする土壌の面積と深さを乗じて算定したものとする。運搬の方法とは、運搬の用に供する自動車その他の車両又は船舶（以下「自動車等」という。）ごとの運搬経路をいう。運搬する者及び処理する者の氏名又は名称は、法人であれば当該法人の名称、個人事業主であれば当該個人の氏名をいい、実際に運搬又は処理を担当する者を記載する必要はない。積替場所及び保管場所の連絡先は、電話番号を記載することで

足りる。

なお、搬出に当たって当該搬出に係る要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壤の含水率を調整する場合にあっては、当該行為を積替えのための一時保管とみなすこととし、当該行為を行う場所を積替場所として記載させるよう指導されたい（２（２）において後述）。

添付書類は、規則第６１条第２項に定めるとおりである。

このうち、「汚染土壤の場所を明らかにした要措置区域等の図面」（同項第１号）とは、要措置区域等内における搬出に係る汚染土壤の範囲を明らかにしたものという。

「搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し」（同項第２号）とは、法第２０条第１項の管理票の記載事項及び同項の委任を受けた環境省令で定める事項を記載した使用予定の管理票の写しをいい、届出事項として記載させた「運搬の方法」と内容が整合していることを確認されたい。

「土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項」（規則第６１条第２項第２号）とは、土壤汚染状況調査の結果、第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされた要措置区域等において、措置のためのボーリング調査や法第１６条第１項括弧書の認定のための調査（以下「認定調査」という。）等により搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合には、その調査の結果及び計量証明事業者の名称等も報告することとする。なお、この場合の第二溶出量基準に適合することが明らかとなった汚染土壤を埋立処理施設において受け入れることは差し支えない。

「汚染土壤の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類」（同項第４号）及び「運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壤を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類」（同項第５号）については、後述する法第１７条の運搬に関する基準に適合しているかという観点から、それぞれ確認されたい。

「汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託したことを証する書類」（同項第６号）としては、汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出する者が、当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者へ委託する場合にあってはその旨の契約書の写しが想定される。

また、当該搬出の届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の１４日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした（法第１６条第２項）。

「その届出に係る行為」とは、同条第１項の届出に係る要措置区域等外への汚染土壤の搬出をいい、同条第２項の届出をしようとする時点で、当該搬出まで１４日間を確保できない場合には、同項の届出をする際に、同条第１項第６号に定める搬出の着手予定日についても変更する必要があることに留意されたい。この届出は、変更の内容を明らかにした届出書に、①に規定する書類及び図面を添付して行う必要があるが、既に提出されている書類及び図面の内容に変更がないと

きは、その添付を省略することができることとしたものである（規則第63条第2項）。

② 計画変更命令

都道府県知事は、搬出の届出又はその届出に係る変更の届出があった場合において、当該搬出に係る運搬及び処理の計画が運搬に関する基準又は汚染土壌処理業者への処理の委託義務に違反していると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該計画の是正を命ずることができることとした（法第16条第4項）。また、当該命令に違反した者に対して、罰則を設けることとした（法第65条第1号）。

(3) 要措置区域等内の土地の土壌を法の対象から外すための認定

要措置区域等外へ搬出する汚染土壌の汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合すると認められるものであれば、当該汚染土壌をあえて法の規制対象とする必要はない。このため、搬出しようとする汚染土壌の汚染状態の調査方法及び法の対象から外すための認定手続を定めることとした（法第16条第1項括弧書）。なお、法の規制対象としないためには、26種のすべての特定有害物質について、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することを確認する必要がある。また、認定調査は、汚染土壌の当該要措置区域等外への搬出時に必ずその実施を義務付けられるものではなく、法の規制を受けないために任意に講じられる例外的な措置であることに留意されたい。

認定調査において、指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあることが明らかとなった場合には、土地の所有者等に対し、第4の3の指定の申請を活用させるよう促すこととされたい。

土壌汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略して指定された要措置区域等から汚染土壌の搬出を行おうとする場合においては、当該省略により第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされた土地の区域内の土壌は、当該汚染状態にあるとみなされることになるが、認定調査の過程で地歴調査を行った上であれば、認定の対象となることとした。

① 調査方法

調査方法は、掘削前調査と掘削後調査のいずれかの方法とする（規則第59条）。

調査の方法については、いずれの調査においても、調査実施者が行う土壌の掘削の対象となる土地（以下「掘削対象地」という。）における汚染のおそれの把握に基づき、掘削対象地の土壌を特定有害物質の種類ごとに土壌汚染が存在するおそれに応じて3種類に分類した上で、掘削前調査にあつては各区画を、掘削後調査にあつては掘削して区分された土壌（以下「ロット」という。）を試料採取等の単位として各分類ごとにそれぞれ定められた方法に、土壌の試料採取等を実

施する。

なお、この方法よりも詳細な方法で調査を行うことも認められる。

ア．掘削対象地における汚染のおそれの把握

調査実施者は、掘削対象地の区域について、土地利用の履歴、特定有害物質の使用等の状況、土壌及び地下水の汚染の概況等の土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握することとした（規則第59条第2項第1号及び同条第3項第1号）。

ここにいう「汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握」とは、土壌汚染状況調査における地歴調査に加えて、掘削対象地における土壌の搬入履歴や土地の形質の変更の履歴等区域の指定後の要措置区域等内の土地の土壌の汚染状態に変更を生じる可能性のある履歴等を含むものとする。なお、土壌汚染状況調査において地歴調査を既に実施している掘削対象地の区域については、当該地歴調査の結果を利用することが可能であり、これに加えて、区域の指定後の土地の形質の変更の履歴等を調査することとされたい。

イ．土壌汚染のおそれの区分の分類

調査実施者は、アにより把握した情報により、掘削対象地を特定有害物質の種類及び汚染のおそれがある場所の位置ごとに土壌汚染が存在するおそれに応じて次の3種類の区分に分類することとする（規則第59条第2項第2号及び同条第3項第1号）。

なお、PCBを除く第三種特定有害物質については、アにより把握した情報により、汚染のおそれがないと認められる場合は、土壌溶出量基準に適合しない土地とは通常は考えられないので、認定調査における土壌汚染のおそれの区分の分類を不要とした。

(イ) 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地

浄化等済土壌又は法第16条第1項の規定による都道府県知事の認定を受けた土壌によって埋め戻されている土地等が該当する。ただし、当該埋め戻し後に新たな汚染原因行為が行われた土地や形質の変更等により土地の土壌の汚染状態に変更が生じている可能性がある土地は含まれない。

(ロ) 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

基準不適合土壌以外の土壌（(イ)の土壌を除く。）によって埋め戻されている土地が該当する。ここにいう「基準不適合土壌以外の土壌」とは、当該埋め戻し土壌の搬入時に、埋め戻し土壌の汚染のおそれの目安として、汚染のおそれのない場合にあつては5000立方メートル以下ごと、それ以外の場合にあつては900立方メートル以下ごとに土壌溶出量又は土壌含有量を測定した土壌とする。ただし、当該埋め戻し後に新たな汚染原因行為が行われた土地や形質の変更等により土地の土壌の汚染状態に変更が生じている可

能性がある土地は含まれない。

(ハ) (イ)及び(ロ) 以外の土地

土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地が該当する。

ウ. 掘削前調査における区画の方法及び区画ごとに行う試料採取等（規則第59条第2項）

土壤汚染状況調査で用いた単位区画に準じて掘削対象地を区画した上で、区画この密度の考え方については、土壤汚染状況調査における各土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地のうち要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類されたものを含むについては、900平方メートル単位で試料採取等を行うことに留意されたい。また、900平方メートル単位で第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合にあっては、30メートル四方の格子状の区画内にある9つの単位区画のうち最大5つの単位区画の各1地点で試料を採取することとする。

試料の採取については、掘削対象単位区画の中心（基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点）において、規則第59条第2項第5号イからチまでの土壤について、採取された土壤について土壤溶出量及び土壤含有量を測定する（規則第59条第2項第8号）。なお、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量を測定する場合については、採取した表層の土壤及び5から50センチメートルまでの深さの土壤の重量が均等になるように混合30メートル四方の格子状の区画内において1つの試料として（5地点均等混合法）、土壤溶出量及び土壤含有量を測定することとする。

掘削前調査においては、土壤汚染状況調査において土壤を採取した深度と同じ深度から土壤を採取することがあると見込まれるが、土壤汚染状況調査において土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を採取した深度と同じ深度から採取した土壤は、掘削前調査においても基準不適合と評価されるため（規則第60条第2項第1号括弧書参照）、掘削前調査においてあえて採取しなくとも差し支えないものとする。

エ. 掘削後調査における区画の方法及び区画ごとに行う試料採取等（規則第59条第3項）

掘削対象単位区画において1メートルごとに掘削した土壤を100立方メートル以下ごとのロットに区分し、当該ロットについて、「」この密度の考え方については、掘削前調査における土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地の土壤を含むロットにあっては100立方メートル単位、土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地（要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類された土地を除く。）の

土壌を含むロットにあっては900立方メートル単位で試料採取等を行うこととする。なお、土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地の土壌を含むロットのうち要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類については、900立方メートル単位で試料採取等を行うことに留意されたい。また、900立方メートル単位で第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合にあっては、掘削対象地の30メートル四方の格子状の区画内にあった9つのうち最大5つのロットにつき試料を採取することとする。

試料の採取については、試料採取等の対象とされたロット（基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分）において、任意の5点から土壌を採取する。第一種特定有害物質については、当該5点から採取された土壌のうち、任意の1点から採取された土壌について土壌溶出量を測定する。また、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量を測定する場合については、当該5点から採取した土壌を重量混合30メートル四方の格子状の区画内にあった、土壌溶出量及び土壌含有量を測定する（規則第59条第3項第6号から第8号まで）。

② 認定の申請及び認定

認定の申請の手続は、規則第60条第1項に定めた。

また、都道府県知事が申請を受けて行う認定の対象となる土壌は、調査の方法に応じ、以下のとおりとした（同条第2項）。この認定を受けた土壌は、法の規制を受けることなく、当該要措置区域等外へ搬出することが可能となる。

ア．掘削前調査

①ウにより採取され、又は混合された土壌のうち連続する2以上の深さにおいて採取された土壌がすべての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していることが明らかになった場合における当該2以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある土壌（当該深さの位置の間の部分において、土壌汚染状況調査の結果、少なくとも一の特定有害物質の種類について土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壌を採取した位置を含む場合における当該位置を含む連続する2の土壌を採取した深さの位置の間の部分を除く。）（規則第60条第2項第1号）。

イ．掘削後調査

①エの測定により土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していることが明らかになった土壌に係る100立方メートル以下ごとに区分されたロット（規則第60条第2項第2号）。

(4) 汚染土壌の搬出の事後届出

非常災害のための応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者

は、当該搬出した日から起算して14日以内に、都道府県知事にその旨を届け出ることとした（法第16条第3項）。この場合において、いつの時点をもって「搬出する者」が「搬出した者」に該当するかどうかは一概に定まるものではないが、当該搬出に係る非常災害のための応急措置としての緊急性が継続しているか否かという観点から判断されるものとし、当該搬出された汚染土壌が一度仮置きされた場合等、非常災害のための応急措置としての緊急性が既に認められなくなっている場合には、「当該搬出した者」に該当するものと解しても差し支えない。

届出事項は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者に対し、法第19条第1号（運搬基準違反）又は第2号（汚染土壌処理業者への処理の委託義務違反）の措置命令を発出すべきか否かを事後的に検討するために必要な情報とし、具体的には、汚染土壌の搬出の事前届出に係る届出事項を中心に、汚染土壌の搬出先（規則第64条第1項第5号）、汚染土壌の搬出先から再度搬出を行う場合にあっては当該搬出の着手予定日（同項第8号）等を記載させることとした。これは届出があった時点において当該搬出は既に終了しているが、非常災害を避けるために一時的に汚染土壌が卸されている場所がある場合に、当該場所において運搬基準に照らし汚染を拡散させていないか等を確認する必要があるため届出事項とすることとした。同様の観点から、添付書類については、「汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真」（同条第2項第1号）等を添付させることとした。

(5) 汚染土壌の運搬に関する基準及び処理の委託義務

汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出し、処理する行為は、汚染の拡散をもたらす行為であることから、以下の事項に従わなければならないこととした。

① 運搬に関する基準

汚染土壌を運搬することにより、汚染土壌の所在を不明にするおそれがあるとともに、運搬に伴い汚染を拡散させるおそれがあることから、環境リスクの管理・低減の観点から運搬に関する基準を定め、当該運搬をする者に対し、その遵守を義務付けることにより、汚染土壌の適正な運搬の確保を図ることとした（法第17条）。「運搬する者」とは、法第16条の汚染土壌の搬出時の届出において運搬する者として届け出られた者だけでなく、実際に汚染土壌の運搬行為を行う者も含む。なお、運搬に関する基準については、「汚染土壌の運搬に関する基準等について」（平成22年3月10日付け環水大土発第100310001号）により、別途通知しているため、当該通知を参照されたい。

② 処理の委託義務

汚染土壌の処理を業として行う者を都道府県知事が許可する制度を新たに設けたことにより（法第22条第1項）、汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、一定の例外を除き、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければな

らないこととした（法第18条第1項）。

当該委託義務の例外としては、汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合又は汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合を定めることとした（法第18条第1項ただし書）。なお、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行い搬出した後の汚染土壌の運搬については、①の運搬に関する基準に従う必要がある（法第17条ただし書参照）、汚染土壌処理業者に処理の委託をしなければならない（法第18条第2項）。

(6) 措置命令

都道府県知事は、汚染土壌を運搬した者が、(5)①の運搬に関する基準に違反した場合及び汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者が(5)②の汚染土壌処理業者への処理の委託義務に違反している場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、汚染土壌の適正な処理のための措置その他必要な措置を命ずることができることとした（法第19条第1号及び第2号）。都道府県知事は、これらの者による違反行為を把握した場合には、速やかに命令を行い、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止を図りたい。なお、当該命令については、(5)①の通知において別途留意すべき点を示しているため、当該通知を参照されたい。

(7) 管理票

① 交付手続等

汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定める基準に従って、管理票を交付しなければならないこととし、当該汚染土壌が適正に運搬され、かつ、処理されていることを事後的に確認することによって、汚染土壌の搬出に伴う汚染の拡散の未然防止を図ることとした（法第20条）。

「汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者」とは、搬出の際の事前届出を行う「汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者」と同様である（(2)①参照）。交付する管理票は、法第16条第1項の搬出時の届出書に添付した管理票の写しの原本とすること（規則第66条第1号）。また、運搬の用に供する自動車等と管理票を一対一で対応させることを原則とし、例外として、一の自動車等で運搬する汚染土壌の運搬先が複数である場合には、運搬先ごとに交付させることとした（同条第2号）。

管理票交付者の管理票記載事項については法第20条第1項及び規則第67条に、運搬受託者の管理票記載事項については規則第68条に、処理受託者の管理票記載事項については規則第70条に掲げるとおりである。

運搬受託者及び処理受託者は、運搬又は処理が終了したときは、交付又は回付

された管理票に必要事項を記載し、環境省令で定める期間内に当該管理票の交付者等へ当該管理票の写しを送付しなければならないが（法第20条第3項及び第4項）、当該期限については、運搬又は処理が終了した日から10日とすることとした（規則第69条及び第71条）。

管理票交付者は、交付された管理票の内容と送付された管理票の写しに記載された内容とを照合する必要があることから、当該管理票の写しの送付があるまでの間、交付した管理票の写しの控えを保管しなければならないこととした（規則第66条第3号）。

また、汚染土壤が適正に引き渡されているかを事後的な立入検査等で確認できるようにするため、管理票交付者、運搬受託者及び処理受託者は、それぞれ管理票又は管理票の写しを保存する義務を設けることとし（法第20条第5項、第7項及び第8項）、その保存期間については、管理票の写しを送付した日又は管理票の写しの送付を受けた日から5年とすることとした（規則第72条、第75条及び第76条）。

管理票交付者は、運搬受託者又は処理受託者から環境省令で定める期間内に管理票の写しの送付を受けないなどの場合には、委託した汚染土壤の運搬又は処理の状況を確認し、都道府県知事にその結果を届け出なければならないこととし（法第20条第6項及び規則第74条）、当該期間については、運搬受託者から管理票交付者への送付期間については管理票の交付の日から40日、処理受託者から管理票交付者への送付期間については管理票の交付の日から100日とすることとした（規則第73条第1号及び第2号）。

なお、都道府県知事は、当該管理票の写しについて、管理票交付者に対し、任意の報告又は法第54条第3項に基づく報告を求め、汚染土壤が適正に運搬され、かつ、処理されていることを確認することが望ましい。

② 2次管理票

改正処理業省令による改正後の汚染土壤処理業に関する省令（以下「処理業省令」という。）第5条第17号ロの規定により、汚染土壤処理業者が汚染土壤処理施設において処理した後の汚染土壤を許可申請時の申請書に記載した再処理汚染土壤処理施設に引き渡すためにその運搬を他人に委託するとき又は同令第13条第1項第1号の規定により、汚染土壤の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された汚染土壤処理業者が汚染土壤処理施設内に残存する汚染土壤を処理の委託の目的で引き渡すためにその運搬を他人に委託するときは、同令第5条第18号に定める管理票（以下「2次管理票」という。）を使用することとした。2次管理票の交付の手続については、課長通知を参照されたい。

2. 汚染土壤処理業

(1) 趣旨

旧法第9条第4項は、指定区域内の土地の形質の変更に係る届出がなされた場合

において、当該土地の形質の変更に係る施行方法が環境省令で定める基準に適合するように求めているが（改正規則による改正前の土壤汚染対策法施行規則第36条参照。）、実際に汚染土壤の処理を行う者が当該基準を遵守しなかった場合に対する是正措置や罰則が規定されておらず、不適正な処理が行われた事例が顕在化していた。このため、汚染土壤の処理を業として行う者を都道府県知事が許可する制度を新たに設けるとともに、当該者に適正な処理を履行させるための担保措置を規定することとした。

(2) 汚染土壤処理業の許可の申請の手続

汚染土壤の処理を業として行おうとする者は、汚染土壤の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壤処理施設」という。）ごとに、当該汚染土壤処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない（法第22条第1項）、その申請手続は、法第22条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うこととした。ここで、汚染土壤処理施設とは、汚染土壤の処理を行う事業場の敷地内に設置される汚染土壤の処理の用に供する施設の総体をいい、汚染の除去等を行うプラント本体だけでなく、汚染土壤の受入設備や保管設備、汚水や大気有害物質の処理設備、事業場内において汚染土壤が移動する通路等が含まれる。ただし、浄化等処理施設において浄化等済土壤であることが確認されたものや、セメント製造施設におけるセメント製品の保管場所は含まれない。

また、同一の敷地内において、汚染土壤処理施設を構成する設備のうちに、浄化等、セメント製造、埋立て及び分別等のうち異なる方法を採用する設備がある場合には、全体として一の汚染土壤処理施設として扱われたい。

さらに、処理の用に供する施設が複数あって、それぞれの施設が汚染土壤の受入から、保管、処理までの一連の独立した設備を設置して業を行う場合には、別の施設として扱われたい。

法第22条第1項の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うこととした（同条第4項）。汚染土壤処理業の許可の更新の手続等は、許可申請時と全く同様とし（同条第5項）、許可申請時の添付書類から変更のない一部の書類又は図面の添付を省略することを可能とした（処理業省令第2条第3項）。なお、汚染土壤処理業の許可の更新の申請を行う場合であって、当該許可に係る事業の変更の申請を同時にしようとするときには、当該許可の更新の申請をすることをもって、当該許可に係る事業の変更の申請を併せてしたものと取り扱っても差し支えない。その場合、当該変更が許可申請時に添付した書類及び図面の変更を伴うものか否か、十分に確認されたい（処理業省令第8条第2項）。そのほか、汚染土壤処理業の許可の申請の手続については、課長通知の記の第1の1.を参照されたい。

なお、要措置区域等外へ汚染土壤を搬出する際、含水率の調整を行わなければその状態により運搬が困難になる汚染土壤があることを踏まえ、当該要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において汚染土壤の含水率の調整を行うのであれば、運搬に伴う汚染の拡散のリスクを低減する行為であることから、かかる土地において

含水率を調整する行為に限って、汚染土壌の処理の事業の許可の例外として許容して差し支えない。

(3) 汚染土壌の処理の基準

汚染土壌が適正に処理されるためには、汚染土壌処理業者が汚染土壌の処理の事業を的確に、かつ、継続して行うに足る能力や施設を備えていることに加え、当該業者が適正な方法により汚染土壌の処理を行うことが必要である。また、汚染土壌の処理に伴って生じた汚水や気体等が飛散等し、若しくは地下に浸透し、又は悪臭が発散することによって汚染の拡散をもたらしてはならないことから、汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に従って、汚染土壌の処理を行わなければならないこととした（法第22条第6項）。

都道府県知事は、汚染土壌処理業者により当該基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、その者に対し、期限を定めて汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとし（法第24条）、当該命令に違反した者に対して、罰則を設けることとした（法第65条第1号）。

なお、浄化等処理施設において、汚染の除去等の処理を行った後の土壌であって、含水率が高く泥状のものは、汚染土壌として取り扱われたい。

また、汚染土壌処理業に関する処理の基準については、課長通知の記の第2を参照されたい。

(4) 汚染土壌の処理の再委託の禁止

汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理の事業を適確に、かつ、継続して行うに足る能力や施設を備えている者として許可を受けた者であることから、汚染土壌の処理を他人に委託してはならないこととした（法第22条第7項）。ここにいう処理の再委託の禁止とは、汚染土壌処理業者と当該汚染土壌処理業者に汚染土壌の処理を委託した当該汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者との委託契約に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託することをいい、汚染土壌処理業者が許可に係る汚染土壌処理施設において当該委託に係る処理を終えた後の汚染土壌を、許可申請時の申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に引き渡すことは、再委託の禁止に当たらないこととする。

(5) 記録の保管及び閲覧

汚染土壌処理業者が汚染土壌を適正に処理しているかどうかを都道府県知事が把握するためには、報告徴収や立入検査により当該施設の稼働状況を効率的に確認することが必要であることから、汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する事項の記録を作成し、保存しなければならないこととした（法第22条8項）。

記録事項としては、受け入れた汚染土壌に係る要措置区域等の所在地、当該汚染土壌の汚染状態、量及び受入年月日、汚染土壌の処理に伴って生じた汚水や排気の

測定に関する事項等を定めることとした（処理業省令第7条）。このうち、当該測定に関する事項については、計量証明書（計量法第110条の2第1項の証明書をいう。）の保存をもって当該記録に代えて差し支えない。

また、当該記録については、当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

「当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者」とは、要措置区域等外へ当該汚染土壌を搬出した者や運搬した者及び汚染土壌処理施設が設置されている場所の周辺に居住する者等が含まれる。

(6) 事故時の届出

汚染土壌処理施設は、熱分解、溶融、洗浄等の汚染土壌の処理方法に応じて様々な機能を有しており、当該施設において破損その他の事故が発生した場合、汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散等することにより、当該施設の周辺住民の健康に係る被害が生ずるおそれがある。このため、汚染土壌処理業者は、許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした（法第22条第9項）。

(7) 変更の許可等

① 変更の許可

汚染土壌処理業者は、(2)の許可申請の際に届け出た汚染土壌処理施設の種類、構造若しくは処理能力又は汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に変更が生じた場合には、汚染土壌の適正な処理ができなくなるおそれがあることから、その変更について、都道府県知事の許可を受けなければならないこととした。ただし、汚染土壌処理業者の名称の変更等汚染土壌処理施設における汚染土壌の適正な処理の確保に影響のない軽微な変更として環境省令で定める事項については、変更の許可の申請をする必要がないものとした（法第23条第1項ただし書）。

「軽微な変更」とは、申請書に記載した処理能力（当該処理能力について変更の許可を受けたときは、変更後のもの）の減少であって、当該減少の割合が10パーセント未満であるものとする（処理業省令第9条）。例えば、汚染土壌処理施設の稼働時間が減少したことにより、処理能力が10パーセント未満減少した場合等が考えられる。

「汚染土壌処理施設の種類の変更」とは、許可に係る汚染土壌処理施設の事業場内において、申請書に記載した同令第1条各号に掲げる施設の種類を追加したり、削減したりする場合が該当する。例えば、浄化等処理施設の許可を受けた事業場内において新たに汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別するプラントを併設する場合や、反対に、汚染土壌の浄化プラント、かつ、汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別するプラントを同一の事業場内

に併設している汚染土壌処理施設において、一方のプラントを撤去する場合等が該当する。

「汚染土壌処理施設の構造の変更」とは、総体としての汚染土壌処理施設を構成する設備の構造を変更することをいう。例えば、処理プラントや大気有害物質の処理設備の材質を他のものに変更することや、受入設備に新たに屋根を設ける場合等が該当する。

「汚染土壌処理施設の処理能力の変更」とは、処理することができる汚染土壌の量を増加させたり、減少させたりすることをいい、設備の能力の変更のみならず、稼働時間の変更に伴う処理量の変更を含む。ただし、申請書に記載した処理能力（当該処理能力について変更の許可を受けたときは、変更後のもの）の減少であって、当該減少の割合が10パーセント未満であるものが、変更の届出の対象となることは、前述のとおりである。

「汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更」とは、処理する汚染土壌の特定有害物質の種類及び濃度を変更することをいう。例えば、第一種特定有害物質の処理のみ行っていた汚染土壌処理において第二種特定有害物質の処理を新たに行おうとする場合や、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の処理を行っていた汚染土壌処理施設において第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の処理をやめ、土壌溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染土壌のみの処理を行おうとする場合等が該当する。

② 変更の届出

汚染土壌処理業者は、①の環境省令で定める軽微な変更をしたとき又は汚染土壌処理業者の名称等その他環境省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした（法第23条第3項）。具体的には、申請書の記載事項である汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び申請者の事務所の所在地、処理の方法、保管設備の場所及び容量、役員の氏名及び住所、再処理汚染土壌処理施設に係る事項、廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類に記載した事項等の変更とすることとした（処理業省令第10条）。このうち、廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類に記載した事項の変更があった場合には、許可基準である廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎に変更が生じている可能性があるため、特に留意されたい。

③ 休廃止等

汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した汚染土壌の処理の事業を再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした（法第23条第4項）。ここにいう休止とは、汚染土壌の処理の事業を一時やめてある期間休むことをいい、一時休んで将来再開することを予想している時点で廃止と

は異なる。廃止した後には、(10)に定める許可の取消し等の場合の措置義務を速やかに講じなければならない。いずれの届出についても、事前に届け出る必要があるため、その旨留意されたい。

(8) 改善命令及び許可の取消し等

① 趣旨

汚染土壌処理業の許可制度は、汚染土壌の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、汚染土壌の適正な処理を確保するものである。したがって、その基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと判断されるに至った場合には、都道府県知事は、汚染土壌処理業者に対し、処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに（法第24条）、その基準に適合しないなど法が許可を取り消すべき場合等として定める要件に該当すると判断されるに至った場合には、許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止を命じることができることとした（法第25条）。

② 要件

ア．法第22条第3項第2号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき（法第25条第1号）

汚染土壌処理業者が欠格要件に該当するか否かについては、課長通知の記の第1の2(5)を参照されたい。

イ．汚染土壌処理施設又はその者の能力が法第22条第3項第1号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき（法第25条第2号）

汚染土壌処理施設又はその者がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる構造又は維持管理上の基準を満たさなくなること又は汚染土壌処理業者の能力が汚染土壌処理施設の維持管理を的確に行うに足りる知識若しくは技能、若しくは汚染土壌の処理を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有しなくなることをいうものである。汚染土壌処理施設に係る基準及び申請者の能力に係る基準については、課長通知の記の第1の2(3)及び(4)を参照されたい。

ウ．法第4章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき（法第25条第3号）

第4章の汚染土壌の搬出等に関する規制を構成する法第16条から第28条までの規定や、これらの規定に基づく環境省令に違反した場合が該当すること。例えば、管理票に虚偽の記載をしたときや、汚染土壌の処理に関する基準に違反したときが含まれる。

エ．不正の手段により法第22条第1項の許可（同条第4項の許可の更新を含

む。)又は法第23条第1項の変更の許可を受けたとき(法第25条第4号)

「不正の手段」とは、例えば許可申請の際に申請書及びその添付書類に虚偽の記載をすること、許可の審査に関する行政庁の照会、検査等に対し虚偽の回答をし、又は暴行、脅迫その他の不正な行為により行政庁の判断を誤らせること等をいう。なお、本来許可を受けることができない者が、事実関係を偽るなどして汚染土壌処理業の許可を受けた場合、当該者については到底適正な汚染土壌の処理は期待し得ず、不適正な処理を引き起こす可能性が高いほか、許可制度に対する信頼を損なうなど、その悪質性は無許可営業に準ずるものと認められ直罰の対象とされたことにかんがみ(法第65条第5号)、不正の手段により許可を受けたことが判明した場合は厳正に対処されたい。

③ 手続

許可の取消し等の処分を行う場合には不利益処分であることから、行政手続法に基づき、処分を行うこととした理由を示すとともに、許可を取り消すときは聴聞、事業の停止を命ずるときは弁明の機会の付与を行うことにより処分の内容について異議を主張する機会を与え、その者の意見や事情を十分に考慮することが必要である。

④ 環境省への報告

許可の取消し等の処分を行った場合には、環境省にその旨を報告されるようお願いしたい。報告に当たっては、事実の概要、処分内容及び理由等を明らかにされたい。欠格要件に該当することを理由に許可申請に対して不許可処分を行った際も、同様に、環境省にその旨を報告されるようお願いしたい。

(9) 名義貸しの禁止

汚染土壌処理業者は、自己の名義をもって、他人に汚染土壌の処理を業として行わせてはならないこととした(法第26条)。

「名義貸し」とは、無許可業者等に対し許可業者が許可証を貸与すること等により外見上許可業者としての体裁を整えさせ、許可業者の名義をもって業を行わせることをいうが、このような行為は、無許可営業を助長し、法の根幹をなす汚染土壌処理業の許可制度の信頼を失墜させる行為であることから、これを禁止し、これに違反した許可業者に対して無許可営業の場合と同様の罰則を科すこととした(法第65条第6号)。

(10) 許可の取消し等の場合の措置義務

汚染土壌処理施設や当該汚染土壌処理施設が設置されていた土地は、汚染土壌の埋立てや浄化に伴い、特定有害物質によって汚染されているおそれが大きいため、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は当該事業に係る許可が取り消された汚染土壌処理業者は、当該廃止等した汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならないこととした(法第27条第1

項)。具体的な措置の内容は処理業省令第13条各号に定めたとおりであるが、その詳細については、課長通知の記の第1の2(4)②イを参照されたい。

また、都道府県知事は法第27条第1項の汚染土壌処理施設内の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該施設を事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、汚染の除去、汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした（法第27条第2項）。

「人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」とは、例えば、地下水の飲用等に伴う人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときや、汚染土壌処理業者が法第27条第1項の汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じていないと認めるときなどが該当する。また、当該命令に違反した者に対して、罰則を設けることとした（法第65条第1号）。

第6 指定調査機関

1. 指定調査機関に対する指導監督の充実強化

法に基づく土壌汚染状況調査等は、指定調査機関のみが行うこととしている（法第3条第1項、第16条第1項等参照）。指定調査機関は、一定の経理的基礎及び技術的能力を有し、土壌汚染状況調査等を公正に行うことができる者を指定することとしている。

しかしながら、指定調査機関の能力について、指定調査機関の間で経験や技術の差が大きく、土壌汚染状況調査に関する知識や技術を有しない者が一部にあるとの指摘がある。このため、法改正により、その信頼性の確保及び向上を図ることとした。

具体的には、指定調査機関の指定について5年間の更新期間を設け（法第32条）、技術管理者の設置義務（法第33条）及び他の者に対する監督義務（法第34条）を課すなどの措置を講じた。

環境大臣が指定した指定調査機関に対しては環境省において必要な監督を行うこととしているが、監督を実効あるものとするため、都道府県におかれては、指定調査機関について、正当な理由なく調査を行わない、調査を行う技術的能力を有していない、あるいは不適切な方法により調査を行っている等の不適正な事例を発見した場合には、環境省まで連絡をいただきたい。適切に対応の上、その結果を連絡することとする。また、平成27年4月1日から一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする指定調査機関の事務については、当該都道府県知事が行うこととなることから、これらの指定調査機関が正当な理由なく調査を行わない、調査を行う技術的能力を有していない、あるいは不適切な方法により調査を行っている等の不適正な事例が判明した場合には、当該都道府県において適切に対応いただきたい。

なお、調査を行わない「正当な理由」には、調査の依頼者である土地の所有者等が、調査の契約の価格として著しく低廉な額を提示したこと、土壌汚染状況調査の実施に必要な期間を確保しないこと等の著しく不当な待遇を契約条件とする場合等が該当する。

2. 技術管理者に係る経過措置

技術管理者については、その基準を技術管理者証の交付を受けた者であることとし（指定調査機関等省令第4条）、技術管理者証の交付を受ける要件の一つとして、環境大臣が行う試験に合格した者であることとしたところ（同令第5条第1項第1号）、平成25年3月31日までの間、改正法の施行の際現に旧法第3条第1項の規定による指定を受けている指定調査機関に「技術上の管理をつかさどる者」（改正前の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第2条第2項参照）として置かれている者等は、技術管理者証の交付を受けているものとみなすこととした（改正指定調査機関等省令附則第2条第2項）。一方、土壤汚染状況調査等の結果報告書に技術管理者の技術管理者証の交付番号を記載することとしたところであるが、かかる経過措置により技術管理者証の交付を受けたこととされる者については、氏名を記載させることとされたい。

第7 指定支援法人

1. 指定支援法人の制度について

土壤汚染状況調査、汚染の除去等の措置等の実施を円滑ならしめるため、一般社団法人又は一般財団法人であって、要措置区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し助成金を交付する等の業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、環境大臣が全国を通じて一個に限り指定することとする（法第44条第1項。平成22年3月3日現在、財団法人日本環境協会）。

支援業務の内容は、i) 要措置区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し、助成金を交付すること、ii) 土壤汚染状況調査等についての相談、助言等、iii) 土壤汚染による健康影響に関する国民の理解の増進等である（法第45条）。

指定を受けた者（以下「指定支援法人」という。）は、国からの補助及び国以外の者からの出えんにより基金を設け、これにより支援業務を実施することとなる（法第46条）。

2. 助成金の交付について

地方公共団体が助成を行った場合に指定支援法人から助成金が交付されることとなるのは、法第7条第1項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示された者であって、汚染原因者でなく、かつ、負担能力に関する一定の基準に適合するものである（令第6条第1項）。負担能力に関する基準は、環境大臣が定めることとされており、平成16年環境省告示第4号に定めたとおりである。

なお、指定支援法人からの助成金の交付の相手方となる地方公共団体は、その長が汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示した場合に限ることとされているため、都道府県（令第8条に規定する市にあっては市であることは、第3の1(6)③アにおいて前述）となる。

土地の所有者等が汚染の除去等の措置を実施するための支援措置については、法の

円滑な運用のため極めて重要であることから、貴都道府県においても、上記の要件に該当する者に対する助成の制度が設けられることを強く希望しており、御協力をお願いしたい。

第8 雑則

1. 報告及び検査

(1) 土壤汚染状況調査に係る土地等に関する報告徴収及び立入検査

環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壤汚染状況調査に係る土地若しくは要措置区域等内の土地の所有者等、要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置を行う者等に対し、当該土地の状況等について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況等を検査させることができることとした（法第54条第1項）。

「土壤汚染状況調査に係る土地」とは、土壤汚染状況調査を行い、又は行った土地のほか、法第5条第1項に規定する土壤汚染状況調査の命令の対象となる可能性が高く、命令の対象となるかどうかを判断する必要性が高い土地も該当する。

なお、当該検査を道路法（昭和27年法律第180号）の道路に立ち入って行う場合には、あらかじめ道路管理者と立ち入る日時、場所、検査の方法等について連絡調整を図ることが望ましい。

(2) 汚染土壤の搬出及び運搬に関する報告徴収及び立入検査

都道府県知事は、汚染土壤を搬出した者又はその運搬を行った者に対し、汚染土壤の運搬若しくは処理の状況について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壤の運搬の用に供する自動車等に立ち入り、汚染土壤の状況や、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとした（法第54条第3項）。

「汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所」とは、汚染土壤の積替場所や保管場所を想定しており、この規定を活用することにより、汚染土壤について、運搬に関する基準を遵守して運搬し、汚染土壤処理業者にその処理を委託しているか否かを確認し、必要に応じ、法第19条の命令を発出することとされたい。

(3) 汚染土壤の処理に関する報告徴収及び立入検査

都道府県知事は、汚染土壤処理業者又は汚染土壤処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であった者の事務所、汚染土壤処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとした（法第54条第4項）。

「汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であった者の事務所」とは、汚染土壤処理施設に係る事業場以外の事務所であって、汚染土壤の処理の事業に関する業務を行う事務所をいう。この規定を活用することにより、汚染土壤処理施設に立入検査を行うなどして、法第22条第3項の許可の基準や同条第6項の処理の基準

の適合性を確認し、必要に応じ、法第24条による改善命令や法第25条による許可の取消し等の処分を適切に行うこととされたい。また、汚染土壌処理施設に係る事業場への立入検査を行う際には、必要に応じ、当該事業場に対する他の法令に基づく指導監督を担当する部局と連携を図ることとされたい。

2. 公共の用に供する施設の管理を行う者との協議

都道府県知事は、公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する一定の土地について、法に基づく命令をしようとするときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならないこととする（法第55条）。

協議の対象となる土地は、i)公共の用に供する施設の管理を行う者が管理することを定める法令の規定があること、ii)公共の利便、災害の防止等の公益への支障の防止のため、土地の形質の変更等の行為が法令の規定により制限されていること、の要件を満たす土地であり、具体的には、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川区域等、令第7条に定めるとおりである。なお、当該管理者が所有権等に基づく意味での「権原」を取得してない土地も該当することに留意されたい。

協議の対象となる事項は、命令に基づく措置の実施時期、実施期間、措置を行った後のその効果の維持の方法等についてであり、命令の要件の判断、命令に基づく措置に関する技術的基準等については、法、令又は規則において既に定められているものであることに留意されたい。

なお、協議は、十分な時間的余裕をもって、公文書により行うこととされたい。また、令第7条に規定する土地の土壌汚染に関する情報を入手したときは、協議に先立ち、速やかに施設の管理を行う者への情報の提供、連絡調整を図ることが望ましい。

また、このような土地については、土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置の内容についても、公共の利便、災害の防止等の観点からの配慮が必要な場合があり、調査や措置の内容の詳細について技術的な助言を行うに当たっては、そのことに留意して行うこととされたい。

例えば、試料の採取を行う地点の特例（規則第6条第5項）について、水圧等の力で地盤が崩れることが想定されるなど、公共の利便、災害の防止等の観点から国民の生活又は経済活動に著しい支障が及ぶおそれがあることは、試料の採取の地点を変更する十分な理由となるといったことが考えられる。

3. その他

(1) 資料の提出の要求等

都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は土壌汚染の状況の把握及びその汚染による健康被害の防止に関し意見を述べるができることとする（法第56条第2項）。

協力要請又は意見陳述を行うこととなる具体的な場面としては、i)鉱山の敷地等における土壌汚染について、産業保安監督部長に対し鉱山保安法に基づく権限を行

使するよう意見を述べること、ii)下水道法に基づく届出が行われている有害物質使用特定施設について、公共下水道管理者に対し届出に係る情報の提供を求めること、iii)不適切な方法により調査を行っている指定調査機関について、環境大臣に対し監督権限を行使するよう意見を述べること等が考えられる。

(2) 環境大臣の指示

環境大臣は、土壤汚染により健康被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときに限り、都道府県知事に対し一定の指示をすることができることとする（法第57条）。

(3) 国の援助

国は、土壤汚染により健康被害が生ずることを防止するため、土壤汚染状況調査又は要措置区域内の土地における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めることとする（法第58条第1項）。また、これを講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮をすることとする（同条第2項）。

環境省としては、法の施行に当たっては、土地の所有者等及び中小企業者の負担が必要以上に過重なものとならないことが重要と考えており、義務の内容を必要最小限のものとするほか、指定支援法人による都道府県を通じた負担能力が低い土地の所有者等に対する助成、同条に規定する資金のあつせんその他の援助（租税特別措置等）の実施に努めているところである。

(4) 研究の推進等

国は、汚染の除去等の措置に関する技術の研究その他土壤汚染による健康被害の防止のための研究を推進し、その成果の普及に努めることとする（法第59条）。

(5) 国民の理解の増進

国及び地方公共団体は、教育・広報活動を通じて土壤汚染による健康への影響に関する国民の理解を深めるよう努めることとし、また、そのために必要な人材を育成するよう努めることとする（法第60条）。

(6) 都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等

旧法には、汚染の除去等の措置が講じられ、指定が解除された区域に関する情報や、旧法第3条及び第4条の調査の結果、土壤汚染が存在しないことが判明した土地に関する情報の取扱いについては何ら規定がなく、また、自主的な調査の結果に関する情報を整理し、有効活用することを促進する規定がなかった。

また、都道府県知事は、土壤汚染状況調査のうち法第3条第1項に係るものについては規則第3条第3項の試料採取等対象物質とすべきものの通知を、土壤汚染状況調査のうち法第4条第2項に係るものについては規則第26条各号の該当性判断を、それぞれ適切に行う必要があることから、土壤の特定有害物質による汚染の状

況の把握に関する規定を設けることとした（法第61条第1項）。

この規定により収集し、整理し、保存し、及び提供する情報としては、以下の情報が想定される。

① 土壤汚染の状況に関する調査（法に基づくものであるか否かを問わない。）に関する情報

基準に適合しない汚染状態にあることを内容とする調査の結果を提供する者に対しては、法第14条の指定の申請を行うように促すこととされたい。

基準に適合する汚染状態にあることを内容とする調査の結果を収集した場合にはこれを提供することが考えられるが、26種のすべての特定有害物質について汚染状態が基準に適合することを保証するものではなく、測定の対象となった特定有害物質の種類についても、当該調査の時点において汚染状態が基準に適合していたということを示すに過ぎないことを明らかにすることが望ましい。

② 土壤汚染が存在するとされた土地の区域において講じられた汚染の除去等の措置（法に基づくものであるか否かを問わない。）に関する情報

③ 汚染の除去等の措置が講じられ、指定が解除された区域に関する情報

④ 現在使用され、又は過去に使用されていた特定有害物質に係る施設に関する情報

⑤ 過去に発生した特定有害物質の漏洩事故に関する情報

土壤汚染に関連する情報は、土地を購入しようとする者がその購入の判断に活用できること、法第8条に基づき汚染原因者に対して費用を請求しようとする土地の所有者等が請求の根拠として活用できること等、一般の利用価値が大きいものであり、都道府県は、その収集した土壤汚染に関連する情報を、一般に提供することが望ましい。ただし、その際には、土壤汚染に関連する情報の多くが私有財産に係るものであることに留意し、情報を必要とする個別の事由等に応じた慎重な対応が必要である。なお、情報の入手の便に資するため、一定の類型化された情報については、情報公開条例に基づく開示請求の手続を経ず、より簡便な手続により提供されることが望ましい。

もとより、都道府県が保有する情報の提供は都道府県の判断により行われるものであり、また、個人情報、企業秘密等の提供が適当でない情報も含まれるものであることに留意されたい。

(7) 経過措置

法の規定に基づく命令（政省令）の制定等の場合には、その命令で所要の経過措置を定めることができることとする（法第62条）。

(8) 政令で定める市の長による事務の処理

法の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、旧法同様、政令で定める市については、市長が行うこととする（法第64条）。

市長が事務を行う市は、令第8条に定めるとおりであり、水質汚濁防止法に基づく事務の一部を行う市と同一のものとなっている。なお、市長が行う事務は、法の規定により都道府県知事の権限に属する事務のうち、指定調査機関に係る事務を除いた全部である。

(9) 罰則

改正法により、新たに、法第4条第2項、第7条第4項の命令等に違反した者等に対する罰則を定めた（法第65条から第69条まで）。

第9 施行期日等

1. 施行期日

法は、平成22年4月1日までの間において政令で定める日から施行することとされ、土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第245号）において、施行期日は平成22年4月1日と定められた。なお、2(1)の準備行為に関する規定については、同令により、平成21年10月23日から施行されたところである。

2. 経過措置

(1) 汚染土壌処理業の許可に関する準備行為

法第22条第1項に規定する汚染土壌処理業については、法が施行されたときにその業務が許可されていなければ、汚染土壌を要措置区域等外へ搬出することができなくなることから、法施行前に許可の申請を行うことができることとするとともに、不正申請行為を罰則の対象とすることとした（改正法附則第2条）。

(2) 大規模な土地の形質の変更時の届出に係る経過措置

法第4条第1項の届出については、当該届出義務が当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに履行しなければならないことを踏まえ、改正法施行後30日を経過する日以後に当該土地の形質の変更に着手する者について適用することとした（改正法附則第3条）。

(3) 法の施行の際現に指定区域に指定されている土地及び指定区域台帳に係る経過措置

旧法による指定区域に指定されている土地の区域は、旧法第9条の土地の形質の変更の規制の対象となっており、形質変更時要届出区域と同じ制限が及ぶものであるから、改正法の施行の際現に旧法第5条第1項の規定により指定されている土地の区域は、形質変更時要届出区域とみなすこととした（改正法附則第4条）。

また、指定区域台帳については、法施行後は、形質変更時要届出区域台帳とみなすこととした（改正法附則第5条）。

(4) 汚染の除去等の措置の命令及び当該措置に要した費用の請求に係る経過措置

改正法の施行前にした旧法第7条第1項又は第2項の命令については、施行日以降もなお効力を有することとし（改正法附則第6条）、また、当該命令を受けた者に関する旧法第8条の規定の適用については、なお従前の例によることにより、その請求権を確保することとした（改正法附則第7条）。

(5) 土地の形質の変更の届出に係る経過措置

施行日以後の日に附則第4条の規定により形質変更時要届出区域とみなされた土地の形質の変更については、施行日前にした旧法第9条第1項の届出は、法第12条第1項の届出とみなすこととした（改正法附則第8条）。

(6) 汚染土壌の搬出時の届出に係る経過措置

汚染土壌の搬出時の届出については、当該届出義務が当該搬出に着手する日の14日前までに履行しなければならないことを踏まえ、改正法施行後14日を経過する日以後に当該搬出に着手する者について適用することとした（改正法附則第9条）。

(7) 指定調査機関の指定及び変更の届出、適合命令に係る経過措置

指定調査機関の指定の更新制度を新設するに当たり、現在、指定を受けている指定調査機関については、改正法の施行日に指定があったものとみなすこととした（改正法附則第10条）。

また、指定調査機関の事業所の名称、所在地等の変更の届出については、当該届出義務が当該変更しようとする日の14日前までに履行しなければならないことを踏まえ、改正法施行後14日を経過する日以後に当該変更しようとする者について適用することとした（改正法附則第11条）。指定調査機関に対する旧法第16条によりした適合命令については、法第39条によりした命令とみなすこととした（改正法附則第12条）。

(8) 罰則の適用に関する経過措置

改正法の施行日前に行った違法行為に対する罰則の適用については、引き続き罰則の対象となるよう、なお従前の例によることとし、また、(4)により改正法施行後においても引き続き効力を有することとされた旧法第7条第1項又は第2項の命令に違反する行為に対しては、同条第1項又は第2項の罰則が適用されるようにすることとした（改正法附則第13条）。

(9) 経過措置の政令委任

上記のほか改正法の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとした（改正法附則第14条）。

3. 検討

今回の改正において、土地の形質の変更時の調査命令等の規制を新設したことから、

施行後５年を経過した場合の検討条項を設けることとした（改正法附則第１５条）。

第10 法の施行に当たりの配慮事項等

1. 要措置区域等外の土地の基準不適合土壌等の取扱い

要措置区域等外の土地の土壌であっても、その汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかであるか、又はそのおそれがある土壌については、運搬及び処理に当たり、法第４章の規定に準じ適切に取り扱うよう、関係者を指導することとされたい。

2. ダイオキシン類対策特別措置法との関係

コプラナーPCBは、法の特定有害物質であるポリ塩化ビフェニル、ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）に規定するダイオキシン類の双方に該当する。したがって、法のポリ塩化ビフェニルに係る第４の１（２）の基準に適合せず、かつ、ダイオキシン類対策特別措置法のダイオキシン類に係る対策地域の要件に該当する土地については、どちらの法律も適用し得るものである。

そのような場合には、ダイオキシン類という有害性の強い特定の物質に対象を限定した特別法であるダイオキシン類対策特別措置法を、優先して適用することとされたい。

3. 都道府県が講ずる施策との関係

都道府県独自の土壌汚染に関する施策について、既に講じている施策を変更し、又は新たに施策を講ずる場合には、法の趣旨、目的、内容及び効果について留意し、法の施行を阻害することのないようにするとともに、法とあいまって土壌汚染対策の実効があがるものとなるよう配慮して立案することとされたい。

4. 法の施行状況調査

毎年度、その前年度の法の施行状況に関する調査を実施しているところであるが、引き続き、当該調査を行うこととしているので、今後とも、情報提供等について協力をお願いします。